

令和5年第3回せたな町議会定例会 第1号

令和5年9月19日（火曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 議案第 1号 令和5年度せたな町一般会計補正予算（第4号）
- 7 議案第 2号 令和5年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第 3号 令和5年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第 4号 令和5年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第 5号 令和5年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第 6号 令和5年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第 7号 令和5年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第 8号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約について
- 14 同意第 1号 せたな町教育委員会委員の任命について
- 15 同意第 2号 せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 16 同意第 3号 せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 17 同意第 4号 せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 18 報告第 1号 令和5年度健全化判断比率の報告について
- 19 報告第 2号 令和5年度公営企業資金不足比率の報告について
- 20 認定第1号から認定第11号を一括上程
〔令和5年度各会計決算に関する提案説明〕
〔決算審査特別委員会設置・正副委員長互選〕
- 21 意見書案第1号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
- 22 発議第 1号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務継続調査の申し出について

○出席議員（12名）

- | | |
|-------------|--------------|
| 1番 石原 広務 君 | 2番 梶 田 道廣 君 |
| 3番 藤 谷 容子 君 | 4番 福 嶋 豊 君 |
| 5番 横 山 一康 君 | 6番 本 多 浩 君 |
| 7番 真 柄 克紀 君 | 8番 熊 野 主税 君 |
| 9番 吉 田 実 君 | 10番 大 湯 圓郷 君 |

11番 菅原義幸君 12番 平澤等君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会教育長	小板橋司君
農業委員会会長	原田喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則君
総務課長	原進君
まちづくり推進課長	阪井世紀君
財政課長	佐藤英美君
税務課長	濱登幸恵君
町民児童課長	高橋純君
認定こども園長	伊藤悦子君
保健福祉課長	増田和彦君
農林水産課長	吉田有哉君
建設水道課長	平田大輔君
会計管理者	杉村彰君
国保病院事務局長	西村晋悟君
総務課長補佐	中山康春君
まちづくり推進課長補佐	奥村大樹君
財政課長補佐	小林和仁君
税務課長補佐	長内解人君
町民児童課長補佐	黒澤美知子君
保健福祉課長補佐	浜高正明君
保健福祉課長補佐	水野万寿夫君
地域包括支援センター所長	長内京君
農林水産課長補佐	藤井卓也君
農林水産課長補佐	井村裕行君

水産種苗育成センター副所長	栄	田	武	志	君
建設水道課長補佐	鈴	木	涼	平	君
国保病院事務局次長	手	塚	清	人	君
総務課主幹	尾	野	裕	也	君
まちづくり推進課主幹	斉	藤	哲	章	君
財政課主幹	稲	船	洋	志	君
税務課主幹	小	林	朱	央	君
町民児童課主幹	三	浦	美津	枝	君
町民児童課主幹	山	川	彩	子	君
保健福祉課主幹	古	守	亜	珠	君
保健福祉課主幹	垣	本	利	子	君
地域包括支援センター主幹	今	川	勇	吾	君
農林水産課主幹	斉	藤		真	君
農林水産課主幹	油	谷	好	彦	君
建設水道課主幹	川	上	佳	隆	君
建設水道課主幹	吉	田	一	也	君
建設水道課主幹	高	橋	真	一	君
建設水道課主幹	大	野	秀	幸	君
出納室主幹	竹	内	亜希	子	君
国保病院事務局主幹	近	藤	智	博	君
地域生活係長	岡	島	讓	二	君
情報管理係長	又	村		智	君
商工労働観光係長	山	崎	英	人	君
障がい福祉係長	平	田	慎太郎		君
農政係長	栗	城	惇	史	君
業務係長	池	田	裕	之	君

《大成支所》

支所長	中	川		讓	君
-----	---	---	--	---	---

《瀬棚支所》

支所長	河	原	泰	平	君
養護老人ホーム三杉荘所長	西	田	良	子	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	古	畑	英	規	君
次長	山	本		亨	君
次長	尾	野	真	也	君

主 幹 藤 谷 希 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 丹 羽 優 君

次 長 佐 々 木 正 人 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長 原 進 君

書 記 次 長 中 山 康 春 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 上 野 朋 広 君

次 長 松 原 孝 樹 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 上 野 朋 広 君

次 長 松 原 孝 樹 君

主 事 大 辻 省 吾 君

◎開会宣告

○議長（平澤 等君） 皆さんおはようございます。

ただ今の出席議員12名で定足数に達していますので、令和5年第3回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（平澤 等君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（平澤 等君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において1番、石原広務議員、2番、柘田道廣議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（平澤 等君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日から9月22日までの4日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から9月22日までの4日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（平澤 等君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 行政報告

○議長（平澤 等君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） 行政報告を申し上げます。

1の工事発注状況について、それから2の町長、副町長の動向については別紙のとおりでございますので、お目通しをよろしくお願ひしたいと思います。内容の説明を省略させていただきます。

して行政報告といたします。

よろしく申し上げます。

○議長（平澤 等君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（平澤 等君） 日程第5、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されておりますとおり、質問答弁は簡明簡潔にお願いいたします。

それでは通告順に順次発言を許します。

5番、横山一康議員。

○5番（横山一康君） それでは、ただいまより小中学校へのエアコン設置について一般質問させていただきます。町長と教育長に答弁をいただきたいと思っております。

気象庁の発表によりますと今年の北海道は1946年の統計開始以来、最も暑い夏だったと報告されております。特に8月は道内の平均気温が3.7度高い上に夜温も下がらない熱帯夜が続き熱中症警戒アラートも発令されました。町内の小中学校は8月18日から2学期が始まりましたが、今年はその頃から暑さが一層厳しくなり、エアコンが設置されていない学校では扇風機を複数稼働させる、軽装での登下校させる、教室を変更させるなど可能な限り最大限の暑さ対策をさせていましたが、教室の温度は32度を超えているところがほとんどだったようです。文科省の学校環境衛生基準によりますと、教室内の温度は18度から28度が最も望ましいとこのようにされています。今年の夏は基準を5度以上も上回る状況となっております。この環境では学習意欲や集中力が低下し教育環境としては不十分だと私は思っております。今年の7月、国連のグテーレス事務総長は地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来したと発言されております。今年のような夏がこれからは常態化していくことが十分想定できますので、それに備えた教育環境の整備が必要だと考えますが、以下の点について町長、教育長にお伺いしたいと思っております。

①小中学校のエアコンの設置状況をお伺いいたします。

②小中学校へエアコンを設置することについて町の考えをお伺いいたします。

③もし設置する場合、多額の費用が必要となると思いますが交付金や補助金の活用についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（平澤 等君） 教育長。

○教育長（小坂橋司君） それでは1点目のご質問にお答えいたします。

町内小中学校においては、各学校保健室のほか瀬棚小学校の特別支援教室1部屋にエアコンを設置しております。

2点目のご質問にお答えいたします。地球温暖化による環境変化により、寒冷地と言われている北海道においても近年では気温が30℃を超える日が珍しくなっております。特に今年の夏においては猛暑が続き熱中症警戒アラートが発令されました。8月22日には伊達市で小学校

の児童が体育の授業のあとに熱中症と思われる症状で亡くなるという痛ましい事故が起きました。当町の各学校においても教室の温度が32℃を超える日が続き、熱中症の危険を避けるため町内の各小中学校において気温が特に高かった8月24日木曜日、25日金曜日の2日間を午前授業とする対応などを行いました。このような状況を今後も想定したとき、児童生徒の命や健康を守ることができる学習環境整備のために各小中学校へのエアコンの設置は必要と考えております。なお、この件につきましては来年の夏に間に合わせるため今年度中に設置に向け動いて行きたいと考えております。

○議長（平澤 等君） 続いて町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。グテーレスさんの発言は別にいたしましても、近年、夏の気温については北海道と本州の気温の較差が無くなってきており、今後もこのような状況が続くものと思われまます。これらの対応としては、本州同様に小中学校におきましても夏休み期間の延長やエアコンの設置による学習環境の整備が必要と考えております。今後、教育委員会とよく相談をして対応してまいります。

3点目のご質問にお答えします。議員がおっしゃるとおりエアコンを設置する場合、多額の費用が必要となってきます。内部協議をしてこれらの財源確保に取り組んでまいります。ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○5番（横山一康君） それでは再質問させていただきます。ただいま町長と教育長からエアコンの設置については前向きなご答弁をいただきました。私は集中して学習できる学校環境づくり、教育環境づくりというのは、これは町の大きな責務だと思ひておりますので、エアコンの設置というものをできるだけ早くやっていただきたいとこのように思ひます。

再質問のところなんですが③で質問させていただきました財源確保についてところでありまます。まだこのエアコン設置の問題が出て間もないので、それほどきちんと協議される時間は少なかったと思ひんですが、先ほど教育長の答弁の中にもございましたように今年度中にいろいろと進めていきたい、検討していきたいというふうなことでしたので、財源の確保というのが1番大事になってくると思ひます。これは総合計画にも出てませんし、教育計画にも出ていないこのエアコンの設置ということですね、過疎計画とか、そのようなもろもろの計画にも出ていない非常に突発的な事業です。そういうこともあって財源の確保というのは、なかなかきつと財政課頭を悩ませなきゃいけないこのような状況だと思ひます。そこでしっかりと時間は非常に限られてると思ひんですが、財源の確保をしっかりとやっていただいた上で、この事業エアコンの設置というものに向かっていってもらわなきゃいけないと思ひます。財源確保について先ほど町長の答弁、非常にちょっと少なかったなので、もう少し具体的なことを教えていただければ、どのような形で財源を確保していくのか、まだ時間が間もないと思ひんですがわかる範囲で教えていただければと思ひます。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。この事業につきましては優先して取り組まなければ

ならない事業ということで、今年度中におきましても考えていかなければならないというふうに思っているところがございます。したがって今このところこの財源でという状況ではございませんが、有利な起債あるいはその他の財源など確保できるものはしっかり確保して実施をしてみたいというふうに考えているところがございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○5番（横山一康君） それでは再々質問させていただきます。付けなければいけない、優先してやらなければいけない、そこを町側も私もしっかり共通認識していますのでこれは十分だと思っております。ただ今の町長の答弁からも有利な起債、有利な補助金などというふうなことで、具体的な答弁はいただけなかったんですが、そこはまだ協議中でなかなか今発表できるようなところではないということで理解させていただいてよろしいのか、これが再々質問ということで、私が言いたいのは優先してやらなければいけないけど、しっかりと町の総合的な視点から考えた上で財源も確保してやっていっていただきたい、このことをしっかり理解していただいた上でこの事業を進めていっていただきたいということで、要望も含めまして私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。横山議員の質問の内容につきましては私も全くそのとおりだというふうに思っております。実現に向けてしっかり取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 以上で横山議員の一般質問を終わります。

続いて2番、柘田道廣議員。

○2番（柘田道廣君） それでは一般質問をさせていただきます。熊、鹿対策としての電気柵補助についてお尋ねをいたします。近年道内ではクマやシカによる事故や食害が多発するようになり、当町においても農作物などへの被害が年々深刻な状況になっております。町ではハンターの養成などの対策を講じ電気柵設置の補助対策もおこなわれていますが、これは農業従事者対象であり一般家庭を対象としておりません。他町では一般家庭にも電気柵の補助をしている所もありますが、我が町としても町民の安心安全を思う上からも一般家庭にも補助の対象を広げるべきと考えます。

町長のお考えを伺います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 柘田議員のご質問にお答えをいたします。

電気柵購入の補助につきましては、有害鳥獣による農作物被害を防止し、安定的な農作物の生産及び農業経営に資することを目的に、鳥獣被害防止対策事業として農協との共同事業で令和3年度から農業者を対象として実施しています。一般家庭にも補助の対象を広げるべきということですが、当町におきましたは、これまで農業者以外の方から電気柵設置の要望はございません。現在、檜山振興局ではヒグマ被害防止のための電気柵の貸出を一般家庭も対象として行っ

ており、まずはこの制度を有効に活用していただきたいと考えております。なおヒグマやエゾシカの出没があった場合につきましては、現場確認やハンターの出動、状況に応じてヒグマ捕獲のための箱わなやエゾシカ捕獲のためのくくりわな設置など、これまでと同様に対応して参りますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（平澤 等君） 梶田議員。

○2番（梶田道廣君） 再質問をさせていただきます。ただいま町長のほうから一般家庭からの申請はないということでしたけれども、そういう制度がある、またないということも町民の方は多分ご存じない。だからじゃないかなという気がしております。年々増加しますクマやシカの被害には町民の多くが実際のところ悩んでおられます。私のところにも毎年シカの被害を相談してくる方もございます。町のほうに今町長がおっしゃいましたけれども、いろいろな方法で駆除をしていただいたとしても、次々と別の個体が畑を荒らすなどして、高齢者が多いこの町においてどれほどの方が電気柵を必要とされるか私にもわかりませんが、一つの害獣対策として町民のためにも救済制度として私は必要ではないかというふうに考えます。また町長がおっしゃいますように振興局、農家の貸出し等もあるということですが、借りるというのではなくて、やはり自前のものを持ってそれぞれの家庭で使うということが、町民にとって望ましい状態ではないかというふうに考えますので、検討していただければと再度お願いを申し上げます。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。まずは北海道のこうしたいい電気柵貸出事業がございます。これらの利用状況を見ながら必要があるとすれば、そういったことも検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（平澤 等君） 梶田議員。

○2番（梶田道廣君） 今、町長のほうから貸出しの実績づくりが先ではないかというようなお答えだったと思ひます。だとするのであれば町としても積極的に町民に対して電気柵等の貸出し、そういう制度があるということ発信していただいて周知をしていただき、その実績を積むような施策をしていただきたいというふうに思ひます。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。電気柵につきましては、ただ設置すればよいというのではなくて、毎日の見回りや草刈りなどの日々の管理が非常に重要となってまいります。そうしたことをご理解の上で利用するというようになってくるわけですが、北海道のこうした制度の事業を知らないという方もおられるかと思ひますので、この辺につきましては周知をしてまいりたいというふうに思ひます。議員のほうからもこういういい事業がございますよということは、ぜひおっしゃっていただければというふうに思ひます。

○議長（平澤 等君） 続いて梶田議員の2問目の質問を許します。

○2番（梶田道廣君） それでは2問目の質問をさせていただきます。防災無線の今後の受信改善についてということでお尋ねをいたします。南西沖地震から今年で30年が過ぎ、それから今日に至るまで阪神淡路、東日本大震災などの大地震や近年大型化する台風や異常気象による災害

は世界規模で発生しております。国ではこうした災害に備えるべく対策を講じ、各自治体でも災害に対応すべく準備を進めています。当町でも令和3年に防災無線のデジタル化を完了し、災害時の情報発信に備えています。しかし現在、今回各家庭に設置された受信機が使えない、音が聞こえないといった声を耳にすることがあり、そういう世帯は多いようです。原因は様々で多岐に渡るようですが、災害時に町民全てに周知できないようでは町民の命を守ることができません。町ではスマホアプリを利用した周知方法なども進めているようですが、高齢者が多いこの町で全ての人が利用できるに限らない状況の中、最も有効な手段である家庭にある防災無線の受信改善こそ大切であり急がれていると思いますが、町長のお考えを伺います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2問目のご質問にお答えをいたします。

町の防災行政無線については、国の法律により簡易無線局のアナログ方式による周波数の使用期限が令和4年11月30日までとなっていたことから、令和元年度から令和3年度までの3年間で現在のデジタル方式に変更したものでございます。デジタル方式とアナログ方式の違いは、アナログよりデジタルの方が電波の直進距離が長く、障害物さえなければ遠距離通信に優れ、音質もクリアであるといった特性であります。電波がまっすぐにしか進まないため障害物にぶつかりと電波が止まり通信が途切れるといった欠点がございます。それに比べまして従来のアナログ方式はデジタル方式とは対照的に音質は劣りますが、入り組んだ場所でも通信を届けることに優れているといったメリットがありました。このことからデジタル方式に変更当初、議員がご指摘する受信の不具合に対する問い合わせが月に数件程度ありましたが、現在は2カ月に1、2件程度と減少している状況でございます。現在、防災行政無線の受信に係る不具合の対応については、町民の皆さんから連絡を受けた都度、現地で受信機の故障や受信状況を確認したあと、受信機的位置を変更するといった軽微なことで受信が回復する場合がありますが、改善しないときについては個別に外部アンテナを設置するといった方法で改善を図っているところであります。

今後につきましても受信状況が悪い等のご連絡をいただければ、今まで同様に速やかな対応してまいりたいと考えておりますことで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 梶田議員。

○2番（梶田道廣君） 再質問をさせていただきます。ただいま町長がおっしゃったように、アナログの放送のときにはこういう問題というか、苦情はそれほどなかったんじゃないかなというふうに思います。デジタルになってから月に数件、今現在は減少して2カ月に1件、2件という話ですけれども、これはなくなったんじゃないかって苦情の問い合わせをしなくなったということだろうと思います。また難聴と言いましても全く聞こえないというのではなくて、聞こえるときもあるけれども聞こえないときもあると。その日によって、その場所によって変わるというのが実態ではないかというふうに思います。実際、受信機の設置業者などにお話を聞きますと、受信できない理由として季節であったり、その日の天候であったり、また家の構造であったりと様々な要因があるようです。難聴改善の有効な手段というのはホームページ等見ましても、全国的に国からしてもまだ確立はされていないというのが実際のところでありまして、先ほど町長

がおっしゃいましたように、受信機に新たにアンテナを取り付けるとか、屋外アンテナに受信機ですか、アンテナを付けてその数を増やすということも有効だというふうに聞いております。そもそも国が防災無線の設置を進めた理由の一つに、これ北海道新聞の記事なんですけれども、消防庁が災害時に防災無線を家の中で聞ける戸別受信機の普及を進めている。全国各地で豪雨災害が頻発する中で屋外スピーカーからの避難呼びかけが風雨などでかき消されたケースがあるため、背景には九州北部豪雨や西日本豪雨といった大雨災害で住民に速やかな情報提供ができなかったという反省がある。道内でも平成16年の連続台風の際、帯広市などで豪雨や増水した川の轟音によって広報車からの避難指示がかき消され、情報伝達の在り方が課題となったというふうにありますように、年々災害の規模が大きくなってきております。当然、国としても対策を講じていると思いますが、町も常に最善の方法をいち早く取り入れて、防災無線の難聴改善に取り組んでいただきたいというふうに思います。また防災無線の受信問題がすぐに解決できないという現状の中で、高齢者が大雨などの災害時に屋内受信機が使えない。また屋外拡声機の音が聞こえないということで避難ができなかったということがないように、個別にどの地域で、どの家が聞こえにくいのか。その人は屋内受信機以外に情報の入手手段があるのかなどというデータを蓄積して災害時に備えるという方法も大切ではないかというふうに思いますので、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。災害時こうした情報がそれぞれの町民の皆さんに届かないというのはこれは問題となります。そうしたことのないよう町では難聴、聞こえないこの受信機については速やかに今、改善をして解消に努めているという状況でございます。しかしながら全てこれで万全かというところ必ずしもそうではございませんので、屋外にある拡声器、あるいはほかの方法、それからやはり何といても隣近所の情報伝達が大事だと。そういうことからすると防災組織もしっかり組織をしていただいて、そうした有事に備えるといったことが全体の防災としては大切ということでございますので、様々な角度からそういった事に対応できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（平澤 等君） 以上で、榊田議員の一般質問を終わります。

続いて1番、石原広務議員。

○9番（石原広務君） 今回一般質問としてエアコン設置について2項目に分けて町長の見解、そして考え方をお示しいただきたいと思います。町有施設にエアコンを設置するべきと考えるが町長の見解、また個人宅のエアコン設置に対して補助をする考え方がないか、それぞれ町長から考え方、見解お示しいただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは石原議員の質問にお答えをいたします。

特に今年の夏は記録的な猛暑となり、来年以降も暑い夏が常態化することが予想されております。町有施設利用者からは熱中症対策としてエアコン設置の要望をいただいております。その対応は急務と考えているところであります。先ほど横山議員からの一般質問でお答えしたとおり、まず

は各小中学校への設置を最優先と考え早期の対策をしていきたいと考えているところでございます。その他の町有施設も現在、施設担当課において利用状況や利用者からの要望などを取りまとめ計画的に施設環境改善に取り組んでいることとしております。

2点目のご質問でございますが、一般家庭の個人住宅といいますか、その設置に補助をするかという質問でございました。要綱につきましては、暑いときの対策、寒いときにはストーブを利用するというところに当然なると思いますが、こうしたことからエアコンについての補助は考えておりません。しかし現在、町では住宅リフォーム等助成事業を実施しておりエアコン設置も含めて、この冷房設備工事として助成対象となりますのでご利用いただきたいと思います。これまでもこうした中でエアコンの整備を図られている家庭もございますので、これは対象になりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 私は今回、町有施設と、本当に大枠の中で町長に見解をお示しいただきたいということで一般質問させていただきました。先ほどの小中学校については、優先的に取り組むというふうに本当に教育長からもそのような答弁いただいたので、子供たち父兄も含めて本当に喜ばれると思います。そして町有施設、本当にいろいろあるんです。先ほど町長も見解の中で言葉として使われていましたが、利用の仕方、その頻度、本当にそれぞれなんです。避難場所もきちんとその町で対応できるように準備もしてるんですが、地区によっては近場にある、歩いて行ける、要はその生活館、家と付く建物、あるいは太櫓で言えばはまなす荘、そういった地区にとって大事なそれなりに利用されてる場所もあるんです。今はまなす荘と言わせていただきましたが、あそこは海水浴場も隣接してるんです。そして太櫓の海水浴場は、せたなの三本杉海水浴場に勝らずとも劣らずくらい本当に人気がある場所なんです。確かに車で来てるんですが、ちょっとした調子が悪い方が出たとき、そこを利用できる場面も出てくるのではないかと。あとは低気圧、台風の接近に伴って地域の方が自ら、例えば大成区の花歌生活館、ここは個別計画でいろいろ今内部で協議をされていますが、猛暑の中、今温暖化と言われる言葉から専門家の中でも沸騰化、こういう言葉が使われるようになったんです。そういったところで過ごす場面も出てくるのが可能性としては高くなりました。そういったこともぜひ全てに対してエアコンというのはおそらく財源的にもかなり困難だと、それは私も認識はせざるを得ない状況にはあると思います。そういったところも町有施設という観点から地域の事情、生活状況、利用頻度も含めてぜひこの沸騰化と言われる情勢に合わせて前向きにお考えいただきたいと思います。そして一般住宅、私個人宅と申しましたが、確かにリフォーム助成の対象にはなるというのも私改めて確認できましたが金額あれ30万以上なんです。それで今年度で終わる予定なんですよ確か。そういったことも考えながら、これ少し話逸れるかもしれませんが、町長これ考え方だと思うんです。町で取り組んでいただいた介護職員の確保に対する助成制度、これ今年の予算委員会でしたか、私質疑のやりとりで佐々木副町長から要は今までの助成だと介護職員、介護に携わる方限定だったんです。そこに対して副町長が、要は有資格者、例えば看護師も含めて広げていただだけませんか。副町長、前向きに検討しますと、それをもって内部協議した上で、町長今のこの助成制度、

介護職員だけではなくて、看護師あるいは栄養士、本当に介護事業所に勤めれる有資格者も含めて町が率先して要綱を変更していただいたんです。あと社会福祉法人に限定した補助制度、助成制度、これも常任委員会でいろいろ協議させていただいて持ち帰って、理事者も含めて内部で協議して社会福祉法人、その限定するのを外して他の介護事業所も事業所も、その助成制度を利用できるようにしていただいたんです。少し話それますが、確かにリフォーム助成これ多くの町民からも喜ばれています。関わるその業者さん、大工さんたちも含めてかなり期待を持っているんです。で延長も含めて、そのたびに要望も上がっています。私は今回エアコン設置について、これ一般家庭に対する助成、補助これを求めているんですが、町長これもね考え方だと思うんです。30万以上の工事が対象なんです。私は今エアコン設置についてなんです。ですから要綱も含めて、一般家庭の方がリフォーム助成使いたいたけど30万以上はちょっとなど、お財布事情がそれぞれあるんでしょう。せっかくいい助成制度にもやってくれということで考えに及ばないという生の声もあるんです。今回私はエアコン設置についてです。これもリフォーム助成せっかくこういった制度があるんですから、もちろん延長もしていただきたい。その上でエアコンが各家庭が、要望する家庭があればそこに手を出しやすいというか、お願いをしやすい状況にぜひしていただきたいと思います。もちろんまだやるとも聞いてないんですが、一般家庭、個人宅という賃貸家庭も含まれてもますよ。賃貸契約をしてる町民もいらっしゃるわけですから。そこも含めて温暖化から今は沸騰化と言われ、世界問題です。町長も来年度に向けて様々な観点から小中学校含めて町有施設、前向きな検討をしていただけると。先ほどの言葉でそういうふうに感じましたが、一般家庭のエアコン設置、これについても前向きにご検討いただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 議員おっしゃいますように、町有施設につきましては一気にできるということは困難だとおっしゃっておりましたが、まさにそのとおりでございまして、これは計画的に進めさせていただきたいと思っております。

個人住宅につきましては、ご案内のようにもう既に相当数、自前での整備をされている方がおります。また今からリフォーム事業を30万円以下にするということにもなりません。したがって個人住宅につきましては先ほど答弁させていただいたとおりではございますが、今後、将来、新たにこのリフォーム事業を起こすという段においては、この辺について検討をすべきものというふうに考えているところでございます。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○9番（石原広務君） それでは一般質問は3度までという決まりがありますので、議長、守らせていただきます。

町長、リフォーム助成ということで、私は先ほど質問に合わせて言っていたと思いますが、要はエアコン設置、相当数の数が付いたとおっしゃいますが、まだまだ要求あります。リフォーム助成、これは30万以上の工事をする。それが対象になってたはずなんです。そこまでは手を出せない。でもエアコンを設置したい。そういった方もいらっしゃるんです。事業所によっては、この

情勢を鑑みて、今まで関わってなかったエアコン設置、これを商売として取り入れてきたところもあるんです。確かにリフォーム助成を使わないでも、旅に出ているお子さんたちが実家の年を取っていく両親に対してエアコン設置してあげるよっていう声も本当に町長、広がってるんです。そういった流れの中でリフォーム助成ということではなくて、例えば、これ仮称になりますがエアコン設置事業、これ新しく立ち上げてもいいじゃないですか。30万円以下の工事にはなりません。確かにそれは今、町長リフォーム助成のことをおっしゃったと思うんですが、エアコン設置が進むのであれば、これは町長の考え方一つです。先ほど介護事業所の助成に対する要綱の変更、これも内部で協議して2つの事業、2つの助成制度、これ変更していただいたじゃないですか。エアコン設置について、町長、住みやすい町、それに対する町の対応、これ結構なアピールポイントになると思います。ぜひ持ち帰っていただいて前向きに検討する前に町長から明快な本当に前向きな答弁をいただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。まず住宅リフォーム事業の30万以上の関係につきましては、これは30万円以下であれば少額ということで自前で整備していただけると。30万円以上の高額のリフォームにつきましては、これは町からささやかではありますが支援をさせていただきます。これは個々の所有者に対する支援ということもございしますが、この関係事業者の経済対策ということも含めて行ったところでございます。それはご理解をいただいているというふうに思いますが、この個人住宅のエアコン整備につきましては、やはり既に多くの家庭において整備が進んでいるということからすると、今この公平性という面から考えても多少問題が出てくるなというふうに思って質問を聞いていたところでございます。そういったことで、これから新たにこの将来リフォーム事業を立ち上げるといった場合には検討する課題の一つというふうに考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 以上で石原議員の一般質問を終わります。

次に3番、藤谷容子議員。

○3番（藤谷容子君） 子育て支援施策のさらなる充実と定住Uターン移住者促進について質問させていただきます。せたな町は18歳までの子どもの医療費が無料で学校給食も無償です。更なる子育て支援策の充実で先進的な取り組みを行ってはどうかと考えます。憲法で義務教育は無償とありながら、教材や修学旅行などの費用がかかり、入学時には制服などの購入費用が中学で約7万円、高校で約10万円かかると聞きました。高校、専門学校、大学入学にあたって奨学金を借りると卒業後に返済していくことが若者の負担になっています。子育て、若者を支援しそれをアピールすることで定住、Uターン、移住者促進にもつながると考え次の3つを提案します。

1つ目、小学校、中学校、高校への入学時に町として入学祝い金を支給してはいかがでしょうか。

2つ目、奨学金の償還支援として助成金を交付してはいかがでしょうか。

3つ目、産業担い手育成条例による償還金が1世帯につき1回限りとなっていますが、見直しが必要ではないでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 藤谷議員のご質問にお答えいたします。

子育て支援の更なる充実と移住定住対策としてのご提案がございました。私は早くから医療費や給食費の無料化などの子育て支援や移住定住支援を進めてまいりました。成果が上がってきていると実感しているところでございます。ご提案のありました質問では1、2とありますが、入学祝金の支給や奨学資金償還支援のご提案につきましては、今後の町の取り組むべき事業の優先度等を見極めながら検討していきたいと考えているところでございます。

3点目のご質問にお答えいたします。本町において新たに産業を営み、又は新たに産業就業しようとする担い手を誘致育成し、産業の活性化を図るため産業担い手育成条例を制定しこれまで支援を行ってきました。現在、条例制定から年数が経過し、当時想定していなかった新学卒者及びUターン等で就業した方の後継者など新たな世代が地元で産業を担うケースが出てまいりました。このことから新たな世代の担い手も交付対象とするため今年度中に規則改正を行い、せたな町の産業振興の発展に活躍していただけるよう新年度より支援をしていきたいと考えているところでございます。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 3番については前向きな答弁ありがとうございます。1番、2番については、確かに今回エアコンの設置などいろいろあるので優先順位からすると難しいかもしれませんが、今後ぜひ前向きに検討していただきたいなと思っております。その上で子供が生まれてから大人になるまでの子育て支援というのは、幾つもの課に関係してくることです。今までもやっていることと思っておりますけれども、横の連携を密にして思い切った施策を打ち出していきたいなと思っております。ご検討よろしくお願いたします。

○議長（平澤 等君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。保護者の負担軽減ということももちろん大切なことでございます。また一方では、そのほかに保育や教育の質を高めると、本来の目的をしっかりと果たすということも非常に大切なことでございます。例えばレベルの高い教員の確保であるとか、先ほどクレーターの質問もありましたが、そういった教育設備、学習環境の整備、これらも同時並行で行っていかなければ本来の役割をしっかりと果たすということにはなりません。そうしたバランス等をしっかりと考慮させていただいて、これからの子育て支援に取り組んでまいりたいと考えておりますことをご理解いただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 次に藤谷容子議員の2問目の質問を許します。

○3番（藤谷容子君） 2問目の質問です。学校、町営施設に誰でも利用できるトイレを、学校と利用の多い公共のトイレは女性用、男性用ともう一つ車椅子でも利用のできる個室がありますが、その名称はどうなっているのでしょうか。必要とする人が利用しやすいものになっているのでしょうか。今年7月トランスジェンダー経産省職員へのトイレ使用制限で最高裁が違憲判決を出しました。トランスジェンダーというのは身体的性と性自認が異なる人です。男性の身体で生まれたが自身の性別は女性であると認識している人、女性の身体で生まれたが自身の性別は男性であ

ると認識している人、中性、無性といった性自認もあるそうですが、トランスジェンダーとは別にクエスチョニングとって自身のことを男性か女性か悩む人もいます。それは病気でも障害でもありません。女性用も男性用も使いたくない人がいます。必要としている人は誰でも利用できるトイレがあるべきで、それが車椅子でも利用できるトイレで、すべての人の人権を尊重する町として誰でも使用しやすいような名称や説明をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（平澤 等君） 教育長。

○教育長（小板橋司君） この件につきましては、町内の各小中学校の現在表示しているトイレの名称は多目的トイレ、またピクトサインでの表示のものにどなたでもご自由にお使いくださいと表示したものなど各学校によって異なります。議員が仰るとおりトランスジェンダーやクエスチョニングといった観点からも、まずは定例校長会において説明し、児童生徒が自由に利用できるトイレの表示について学校側と協議のうえ進めていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。町が管理する不特定多数の方が利用する施設において男女トイレのほかに、誰でも利用できるトイレを設置しております。説明不足の施設については学校施設と同様に、男女、車椅子利用者に限定することなく、どなたでも利用できることを文字及びピクトサインにより表記することで対応してまいります。引き続き誰でも利用しやすい施設環境に配慮した町づくりを進めてまいりたいと考えておりますことをご理解いただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 大変前向きな答弁ありがとうございます。少数の方でも、この社会の中にもともに生きているということを知って、互いに尊重し合い差別のない町にしていきたいと思っております。また今後のことですけれども、町の誰でも利用できるトイレについては、子供連れでも利用できるようにベビーチェアを設置することも検討していただきたいと思っております。女性でも男性でも子育てしやすい町も目指していただきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。せたな町におきましては、管内、他町に比べまして、そうした公共のトイレが多い町ということで大変喜んでいただいているところでございます。こうした状況の中で、皆さんが安心して利用していただける、そういったトイレを、先ほどこれからも心がけて対応してまいりたいというふうに答弁させていただきましたが、利用される方のことを十分配慮をしたそういったトイレの設置をこれからも心がけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（平澤 等君） 以上で藤谷容子議員の2問目の質問を終わります。

ここで1時間経過いたしましたので11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 02 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

3 番、藤谷容子議員 3 問目の質問を許します。

○3 番（藤谷容子君） 3 問目です。オーガニックビレッジ宣言を。合併前の旧瀬棚町では、より安心安全な農作物の生産供給を目指して、循環型農業の推進を図るため有機農業を推進し、平成 11 年度から学校給食、平成 12 年度から老人ホームの給食に有機米を使用していました。今も小中学生の子どもを持つ親御さんから学校給食での有機米を希望する声が上がっています。第 2 期せたな町農業振興ビジョンで町内学校や病院、施設等の有機農産物の提供、食育指導ということが掲げられ、今年の 12 月 8 日有機の日に学校給食で有機米が使われる予定になっています。

今後、学校給食に地元有機食材を使う日を増やす計画を立て、オーガニックビレッジ宣言を行ってはいかがでしょうか。オーガニックビレッジというのは、有機農業の生産から消費まで一貫し地域ぐるみの取組を進める市町村のことで、令和 5 年度現在、全国で 91 市町村あります。ぜひ、そのレストランの舞台となったせたな町でもこの宣言を行い、町の魅力のひとつとしてアピールしてはいかがでしょうか。町長の見解をお伺いします。

○議長（平澤 等君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは 3 問目の質問にお答えをさせていただきます。

合併前の瀬棚町では有機米の生産に取り組む生産者が多くおりましたが、現在は 3 戸でございます。せたな町全体でも有機米の生産者は 6 戸だけとなっております。現在せたな町の学校給食では、瀬棚区の水稲生産者を含むせたな町全域の水稲生産者で組織している水稲部会や J A、さらには児童生徒の保護者などからせたな産米の利用を要望する多くの声がございます、農協の価格面の協力もあって全量をせたな産米で児童生徒や保護者に喜んでいただいているところでございます。有機食材につきましては、供給量や価格など課題も多いことから使う日を増やすということは難しいと考えております。またこうした有機農産物の生産状況を考えますと、オーガニックビレッジ宣言につきましても今後の生産者や J A の取り組みをしっかりと見た上で検討すべきものと考えておりますことで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3 番（藤谷容子君） 再質問を行います。J A の中にも J A に事務局を置く環境保全型農業協議会に 10 名、せたな有機栽培開発部会に 8 名と農家が所属しており、また農業振興ビジョンの中で、地域環境資源の活用と耕畜連携という項目で特別栽培有機農業など、みどりの食料システム戦略に沿った地域資源を活用する農法にもつながり、高付加価値なブランド創出につながるということが書かれています。町と農協と一緒に有機農業を進めていくということを出

していくことが大事じゃないかなというふうに考えます。もちろんせたな産ということで給食が全てできるというのは大変ありがたいことなんですけれども、そのうちに有機農業米を使うという日をちょっとずつでも増やす計画を立てても、それで全部行くわけではなくて計画を立てて、このせたな町はこの有機農業にも力を入れてるんですということをアピールすることが大事ではないかというふうに考えます。この宣言は、現在北海道では安平町だけです。でも今までの実績などを考えると、せたな町も町長のやる気一つで実現可能だと思います。ぜひご検討お願いいたします。

○議長（平澤 等君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。有機農業いわゆるこの安全な農畜産物を生産をするという企業は、これは徐々に高まってきているなというふうには全国的には、そういう感じをしております。ただせたな町におきましては、まだまだ生産者の方々をはじめ町民の理解が不足をしているという状況にあるかと思えます。そうした機運の高まりが今後どう動いてくるのかということをしっかり見極めなければ早々にといいますか、軽々に宣言を申し上げるということにはならないかというふうに思っておりますので、そういった見極めをしっかりさせていただきたいというふうに考えていることで、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 現在酪農では若い人たちが小規模家族経営の酪農をしたいということで、この町に次々と入ってきてくれています。そこには町おこし協力隊で受入れて、ここに繋げていくということが行われていて、これは大変いいことだなというふうに考えます。有機農業をやりたいと考えている方も、ぜひ地域おこし協力隊として受入れて新規就農に繋がっていくようなそういうことも行いながらこの町の農業を考えていただけたらなと思えます。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 確かに放牧酪農をやっておられる方々は、そういったことに対して大変興味を持って取り組んでおられるというふうに思っております。いずれにしましても、しかしながらまだ有機牛乳として流通しているという状況にはございません。そういった仲間づくり、生産の拡大、そういったものを積極的に取り組んでいただいて、ぜひそういうものが有機米もそうですが、この皆さんで協力をして取り組むということがこれから求められるなというふうに思っているところでございまして、そうした今やはり一つの時代の流れということでもございしますので、そういった理解をしていただいて生産者、あるいは部会、農協と一体となった取り組みが実現できるように、私たちとしても期待をしているところでございます。

○議長（平澤 等君） 以上で、藤谷容子議員の3問目の質問を終わります。

続いて藤谷横議員の4問目の一般質問を許します。

○3番（藤谷容子君） 自衛隊への若者の個人情報提供についてです。自衛官募集のために、若者の個人情報を記載した名簿を自衛隊に提供した自治体が6割を超えたというニュースを見ました。本人の同意なく個人情報を提供するのは憲法が定める基本的な人権を無視しているという考えがあります。自分の個人情報が法令に基づかない提供がされていると判断した場合、利用停止

請求ができるという条文が個人情報保護法にあり、本人に知らされないままの個人情報提供は、この利用停止請求権の行使ができない人権侵害にあたる問題だということです。単純に我が子の情報が無断で提供されるのは嫌だ、自衛隊だけ特別扱いはおかしいという町民の声を何人も聞いています。自衛隊に提供する場合、事前に対象者に周知し同意を得るべきだと考えます。住民に周知し除外申請を受け付けている自治体もあります。この町の現在の状況と今後について町長の見解を聞かせてください。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

町では自衛官の募集に伴う募集対象者情報の提供につきましては、住民基本台帳法などに基づき自衛隊函館地方協力本部今金地域事務所に情報を提供しております。議員のご質問の中に個人情報保護法に反しているのではないかというご意見もございました。これにつきましては、個人情報保護法第6条第1項の法令に基づく場合は提供できる旨規定されているところでございます。したがって、そうした住民基本台帳法、それから個人情報保護法などに照らしても問題はないかと考えておりますが、今後自衛隊に個人の情報の提供を望まない方への配慮も必要であると考えます。本人、親権者などが募集対象者名簿から除外できる、そういった除外申請手続き制度を整備し対応してまいりたいと考えておりますことで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 除外申請制度を作っただけということ、できるだけ早く行っていただきたいと思っております。もう一度はっきりと答えていただきたいんですけれども、現在は18歳と22歳の方の名前、住所、年齢、性別を紙で渡しているということなのかというのをはっきり教えていただきたいと思っております。町民はそういうことをあまり知らない方も多いので、そういうことを本当に周知した上で除外申請をできるんだということもしっかりと町民に知らせていただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） おっしゃるとおりの状況となっているところでございます。これから先ほどの答弁でこの除外申請手続制度、これを整備するというふうにお答えをさせていただきました。当然、関係の方々、保護者にはこの旨を説明することになると、しっかり説明をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（平澤 等君） 以上で藤谷容子議員の4問目の一般質問を終わります。

続いて5問目の質問を許します。

藤谷容子議員。

○3番（藤谷容子君） 風力発電の現状と計画されている事業についてお尋ねいたします。第2期せたな町総合計画に自然環境を保全し美しい景観を守るとありますが、このまま計画が進み風車が建設されると町全体が風車に囲まれることになり、先ほどの総合計画の内容に逆行することとなると思われまます。以下の3点について伺います。

1、現在稼働している風力発電は、洋上、陸上合わせて何基で、建設中が何基、さらに今検討

されている事業も含めると何基になりますか。

2、その内、町内で使用される地産地消の電力はありますか。

3、地域温暖化対策実行計画には住民に対する丁寧な説明を行い、合意形成を図る必要があると何箇所も書かれていますが、計画実行ありきの説明ではなく住民合意が得られない場合は、事業を進めないようにするべきだと考えますがいかがでしょうか。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 藤谷議員の5問目の質問にお答えをいたします。

1つ目の現在稼働している風力発電につきましては、洋上風力が風海鳥2基、陸上風力ではせたな臨海風力発電所6基、せたな大里ウインドファーム16基、合わせて24基となっております。現在町内に建設中の風力発電はございません。また今検討されている事業につきましては、風車の設置場所を決定する段階にはないため基数についてはまだ未定となっております。参考までに現在環境アセスが終了している事業計画は、陸上1事業、配慮書段階の事業計画が陸上3事業、洋上2事業となっております。

2つ目の町内で使用される地産地消の電力の有無につきましては、基本的に発電した電力は北海道電力の送電線へ接続し道内外で使用される電力となっております、その電力がどこで使用されているかについては明確なものはございませんが、風海鳥及びせたな臨海風力発電については町内の送電線に接続していますので一部町内の電力として使用されていると伺っております。今後策定するせたな町地球温暖化対策実行計画区域施策編において、様々な再生可能エネルギーの利活用を計画しておりますが、一つの例として再生可能エネルギーを地産地消することにより、災害時に電力会社からの送電がストップしても地域内で電力を賄うことができる仕組みを構築するなど、町が行うもの、事業者が行っていくものも含め推進していきたいと考えております。

3つ目のご質問ですが地球温暖化対策実行計画区域施策編は、先ほどお話ししたとおり今後策定するものでありますので、議員が言われた住民に対する丁寧な説明を行い合意形成を図る必要があるとの記載はゾーニング事業の中の配慮事項かと思えます。当町は令和4年3月にゼロカーボンシティーの宣言をし、国の地球温暖化対策計画や第3次北海道地球温暖化対策推進計画を踏まえ2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、再生可能エネルギーの利活用や導入を促進する取り組みを行うこととしております。風力発電につきましてもゾーニングにより促進エリア、調整エリア、保全エリア、不適エリアに分け、建設にあたっては騒音や風車の影、景観など様々な配慮事項が設定されており、自然、社会環境に関する配慮すべき事項を十分に考慮すること、適切な事業計画の検討、地域関係者や関係機関への十分な説明や調整、手続きを行うよう町として事業者へ求めております。事業者においても地域との合意形成を丁寧に行うことが配慮事項をクリアするためのひとつの条件となっていることから、事業の推進においては地域の合意が不可欠であると考えております。近年、世界はもとより、当町においても高温が続いており今は地球沸騰化とも言われております。いずれにいたしましても、町としては再生可能エネルギーの導入や利活用による地域課題の解決に向けた、せたな町地域エネルギービジョンのもと再生可能エネルギーを積極的に推進し、地球温暖化対策等を進めることが自然環境の保全へも繋がるも

のと大いに期待しているところでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 今答弁の中で建設中が何基だとかいうのはなかなかはっきりと答えられないという話がありましたけれども、北檜山ウインドファーム事業は19基、瀬棚太櫓ウインドファーム最大20基、瀬棚松岡風力発電事業、最大32基程度というふうになっています。さらに今金せたな風力発電事業というのも説明会が行われています。そういうものが町としてこのゾーニングで促進エリアだったらいいいというだけではなくて、本当にそれだけたくさんの風力発電があることがどうなのかっていうのは、検討してみるべきではないかというふうに考えます。話の中に地域の合意が不可欠ということがありましたので、そこはしっかりと確認しておきたいというふうに思ひます。今金せたな風力発電事業の説明会2回行われているんですけども事業者のみの説明会で町からの参加はなかった。私2回目参加できなかったんですけども、なかなか参加者が多くありません。そういうことも参加者が少ないからもうそれで合意ができたというふうには絶対考えていただきたくないというふうに思ひます。意見が上がってこないからとかではなく、本当にみんながこれだけの風力発電が建つ計画があるんだということを、まだまだ知られていないと思ひますので、その辺の周知もしっかりしていただいて住民合意を基本にするということを明確にしていきたいと思ひます。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。議員ご承知のように地球温暖化は待たなしの状況という現状でございます。したがってましてゼロカーボンへの取組は急がなければならないというご理解をまずいただいております。そうした中で議員おっしゃいましたようにこれからの風力発電、現在建設中ではございませんが、これから計画している風力発電はございますので、そういった部分につきましては地域の合意が不可欠ということで、先ほど答弁させていただいたところでございます。いずれにしましても、そういった地域の住民の皆さんと国が進めるそうしたゼロカーボンへの取組、これがうまくこの競合できるようにということが大事なことになるわけでございますので、そういったことを十分頭に入れてこれからのこうした取り組みを進めてまいりたいというふうに考えておりますのでご理解いただきたいというふうに思ひます。

○議長（平澤 等君） 以上で藤谷議員の5問目の質問を終わります。

続いて6問目の質問を許します。

藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 野良、猫捨て猫対策について質問いたします。野良猫、捨て猫対策について以下2点について伺ひます。

1、野良猫、捨て猫などの糞尿、鳴き声、庭荒らしなどで迷惑している住民がいます。せたな町総合計画で野良猫被害対策に取り組むとありますが、広報誌での啓発以外に考えていることはありますか。

2、適正飼育の啓蒙活動を行いながら猫と人を繋ぐボランティア活動を熱心にされている団体

がこの町にあり、1月から6月の半年の医療費だけで158万円もかかっているとのこと。函館市では、地域猫への避妊去勢手術に助成制度ができました。せたな町でも今後検討する事項ではないかと考えています。現在は長万部町が町の施設を保護猫の譲渡会場としての利用を許可しているのに、せたな町では動物を入れることはできないという理由で許可されていません。シートを敷いた上にきちんと管理された猫をケージに入れておき、一部触れ合うスペースを作っているだけで衛生上の問題もなく、飲食店のスペースでも行われているものです。せたな町でも保護猫の譲渡会場として、他の団体が使用していない時に町の施設を無料で施設利用できるよう許可すべきと考えますがいかがでしょうか。

答弁をお願いします。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。

1点目のご質問であります。町では犬や猫の適正飼育について広報誌で随時お知らせしており、また野良猫、捨て猫などの町民からの相談、情報があった場合は、猫の保護や譲渡を行っている団体と協力しながら捨て猫などの保護や、いわゆる飼い猫が増えて飼育できない状況にある多頭飼育崩壊などにつきましてもしっかりと指導を行っているところでございます。

2点目のご質問ですが、町としては引き続き町民に対し適正な飼育の周知に努めるとともに、地域の猫に対する害を抑制するという意味から団体が行う地域猫に対する避妊去勢手術への支援については今後検討してまいりたいと考えているところでございます。また公共施設の利用ですが、これは町民いろいろな方がおります。アレルギーを持たれている方や猫嫌いという方も当然町民の中にはいるところでありますので、そういうことから不特定多数が使用する公共施設という部分については、盲導犬などの使役犬以外の動物の入館はお断りしております。これはひとつご理解をいただきましたと考えているところでございます。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 野良猫、捨て猫の町民からの相談があったときにはこの団体と連携して行っているということで、この団体の存在は大事に考えておられるというふうに思います。施設の利用なんですけれども、野良猫や捨て猫がいることによってアレルギーの方とかいろいろな方が困っているわけですから、この施設利用はほかの団体が使っていないときに、例えばイエローパレスとか、グリーンパレスとか、ふれあいプラザとかの大きなところでなくて、もう少し小さな施設で、ほかの団体が利用していないときに使用を許可するということがあってもいいのではないかと考えます。ぜひご検討をお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 公共施設の利用の関係でございますが、そういったことで不特定多数が利用する施設については、ご理解いただけましたものというふうに思いますが、そのほかの施設ですね、これについてこの相談がございましたらそれは検討してお答えすると。今のちょっと思ったんですが、北檜山には今もあります旧共進会場がございます。これは家畜専用の施設であります。こうした施設の利用であれば問題はないのではないかと考えているところでござ

ございます。いずれにしましても、そういった部分の相談はしていただければ検討するということになるかと思えます。

○議長（平澤 等君） 以上藤谷容子議員の一般質問を終わります。

続いて10番、大湯圓郷議員の一般質問を許します。

○11番（大湯圓郷君） この件については私も以前から一般質問等で指摘しているところです。この道路は温泉ホテル横を通り、沢田旅館前を通り真駒内神社下で国道を横切る旧北檜山高校線にぶつかる道路でございます。ここは事故の多い交差点で近隣の住民も心配しております。町としてどのように考えているかお伺いいたします。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 大湯議員のご質問にお答えをいたします。

ご指摘の箇所については、町でも交通安全上において注意しなければならない交差点の一つであることを認識しております。当該箇所は国道229号に係る横断歩道に手押し信号が設置されている交差点であり、せたな警察署に確認したところ先月に1件の物損事故があり過去にも何件かの物損事故が発生しております。いずれの事故原因についても町道山麓通線側の一時停止における確認不足によるものであるということでございました。当該交差点の安全対策については、これまで国道管理者の函館開発建設部、せたな警察署及び町の三者で交差点に係る安全対策協議を行い、国道側の死角の状況確認が直視できるようカーブミラーの設置や町道側にはドット線を引くなど交差点における安全性の向上を図ってきたところでございます。その中で信号機の設置についても、せたな警察署と協議していますが設置要件等から設置の必要性は低いと判断されております。今回の事故を契機に町として改めて道路管理者、せたな警察署と信号機の設置などを含めた交差点の安全対策について協議を進めたいと考えていることで、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（平澤 等君） 大湯議員。

○11番（大湯圓郷君） 町と警察ともう一つ3者で検討していただけるというお答えいただきました。誠にありがとうございます。これはあくまでも自動の信号機をつけていただいたほうが完全に今までの事故を防げるところでございます。あるいは年寄りの運転手、あるいは免許取り立ての運転手、両方から来る道路でいつ出たらいいかわからない状態の道路でありますので大変でございます。ですから町長、何とか1日でも早く自動式の信号機を道、国、公安委員会それぞれにお願いして、今のところ人身事故が少ないです。何人かしか私聞いておりませんが、そのうち大きな事故になる前に進めていきたいと思えます。

以上でございます。答弁要りません。

○議長（平澤 等君） 以上で大湯圓郷議員の一般質問を終わります。

次に11番、菅原義幸議員の一般質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 漁業振興策について町長にお尋ねします。耐用年数が経過した上架施設の更新について、いつの時点で決断するのか見通しを改めて伺います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 菅原議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず耐用年数が過ぎたからといってすぐ更新をするということではございません。令和4年第4回定例会において答弁させていただきましたが、上架施設においてこれまでも施設管理業務や保守点検業務、その他維持管理に係る費用を予算措置して対応しております。また保守点検結果等に基づき適切に維持補修工事などを行って長寿命化を図っておりますので、使用については不都合がございません。今後においても同様の考え方で適切な維持管理に努めてまいりますこと、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは再質問をいたします。町長答弁は実態を見誤っていると思ひます。まず一つは現状問題がないという答弁でありましたが、支障がありまして江差港に持っている船もあるんです。これ江差まで持っていくというのは大変なんです。しかもそこで上架をさせてもらえればこれ幸いということでもあります。江差港が満杯の時には岩内まで持っていかなきゃならん。これはそういう事例が発生してるんです。ですから支障がないという町長の認識はきっぱり改めていただきたいと思ひます。これは前回は申し上げましたが、横取り等の問題を含めて様々な問題点が指摘されておりますから、よく実態を調査して問題の掌握に努めていただきたいということを申し上げておきたいと思ひます。それから私は単純に耐用年数が過ぎたから変えるべきだって言ってるんじゃないんです。そこが根本的に理解が違ふのかと思ひます。施設が古いために部品を取り替える時にもうその部品が無いとか、全く準備するに相当の日数かかるとか様々な支障が出ているんです。設置した時には最新式の浮上式で当時の佐々木町長も非常に自慢げでありました。なるほど利用者が喜んでおりました。しかしそれから町長何年経ったと思ひますか。そういう状況を見たときに今町長が答弁なさったような保守点検のレベルを過ぎているというふうには言わざるを得ません。それで私は大事なことは、いつの時点で決断するのかという見通しをきちんと生産者に示すべきだと思ひます。実は昨年定置部会の会合のときに、佐々木副町長が居た場所で生産者から要望出たんです。佐々木副町長これは記憶してますか。首を立てて振ってるから記憶なさってると思うんです。その場所に私も居まして、それで一般質問で取り上げたんです。ところが町長のほうの回答はゼロ回答と。今年また関係者の定置部会の臨時の代表者会議がありました。これには農林水産課長と補佐出ておりましたからよくご承知だろうと思ひますが、同じ要望がまた出るんです。ですから私は今年もまた一般質問やりますよということを約束して今日現実に質問をさせていただいているわけです。やっぱり町長、生産者が実際に利用して不便だと、こういう支障があるということ言ってるわけですから、そのところを正確に把握していただくことがまず大事だと思ひます。これ問題きちんと調査してどういふ問題あるか。上架の管理委員の意見も含めて調査なさってください、これが一つ。その上でこのままの状況でいいということにはなりませんので、どういふ時点で決断するのかという見通し、プランです。これをぜひ検討をしていただきたいと思ひます。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。私も大きな船1隻がここでは上架できないということは聞いております。しかしその船があつてこれを造ったわけではなくて、以前からもう旧町で整備させていただいている上架施設ということでもありますので、当然、大きい船を買われた方はここに上架できないということは、ご承知の上で購入をされてきたというふうに思っております。今のところ更新の予定はございません。これはこれまでも答弁をしたとおりでございますが、今後、更新が必要になったというときには、議員のご意見も含めて対応することになるのではないかとこのように考えておりますことをご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問を行います。町長最後の答弁おかしいんじゃないですか。今後更新が必要になったときには云々と申し上げましたが、今生産者からは更新が必要ですよという問題提起されてるわけです。ですから少なくともその要望提案を無視して、その時期じゃないというんじゃないで、提案されている内容をよく吟味してどう対処すべきかという検討程度はなさってはどうか。再々質問を終わります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。先ほどからまだ更新する必要がないという答弁をさせていただいております。それに対して議員は更新が必要だというふうにご意見をいただいております。町はこれを管理しているわけでございますので、町はまだ使えるというふうに思っておりますので、それはそういうことだというふうに思っております。使える施設については大切に使用させていただきたいと。特にこの更新においては、かなりの金額がかかる、当時1億7,000万で建設されたようでございますが、これから施設の規模も大きく更新をするということになりますと、当然その倍以上の金額が必要ということになりますと、これは町の財源を有効に使うという意味からも長寿命化を図りながら、しっかり大事に維持をしまいたいという考えが当然のことだろうというふうに思っております。部品等の心配もされておりますが、こういった部品につきましても、これは市販の部品は特別に設計をされて造られた上架台でございますので、これは部品が傷んでということにつきましても、今のところまだ製作して対応していただいているということで十分対応はできてますので、そういった心配もございません。これまでもこうした大きな船、せたなには1隻しかございませんが、これは他の上架できる港でこの上架していただいていると。管内見ましても江差港にしか大きな船を上架する施設はございません。そういったことでその施設を利用していただくということになろうかと思えます。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原義幸議員の1問目の質問を終わります。

ここでお昼休憩に入ります。

午後1時に再開いたしますので、それまで昼食休憩といたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を続けます。

11番、菅原義幸議員の2問目の一般質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 自衛隊に対する個人情報の提供について町長にお尋ねいたします。この件につきましては、先ほどの藤谷議員に対する答弁について承りました。そこでお尋ねいたしますが、情報提供の開始年度、これはいつなのか。さらに年度別に提供した人数の内容を伺いたいと思います。さらに除外申請受付を行うと答弁されておりますが、いつから行うのか明快な回答を求めたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

ただいまの菅原議員のご質問でございますが、いつから提供しているかという部分については押さえておりません。後ほど調査をして報告をさせていただきたいというふうに思っておりますし、何件情報提供したかということについても現状押さえておりませんので、これは後ほど整理をして提出したいというふうに思います。

○11番（菅原義幸君） 答弁漏れです。

○町長（高橋貞光君） 除外申請でございますが、これにつきましては早急に整理をして、整理出来次第対応したいというふうに考えているところでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問をいたします。明快に答弁しておいてくれれば再質問はするつもりはありませんでしたが、この程度のことを町長は押さえてなかったんですか。そうしますとこの自衛隊に対する個人情報の提供の持っている政治的な意味について、現在の国際国内情勢の下でのクローズアップなぜこれだけしているのかということについて、町長の認識は極めて浅いのではないかなという疑問を生じます。少し申し上げておきますが、最近自衛隊の応募者数が少なくなってるんです。ずっと右肩下がりで。これはなぜかっていうことなんです。それは自衛隊に入隊される方は国を守り、国土を守り、崇高な思いをそこに添い遂げたいという精神でたくさんの方が入隊してきてるわけです。それは肯定されるべきだと思います。一概に否定されるべきものではないと思うんです。ところがその思いが、いや違うぞという情勢展開になってるじゃありませんか。これが問題なんです。あまりそこ触れるとその後の質問と重なりますから簡単に申し上げておきますが、どうも最近の国策によれば単純に国を守り、国民の命を守るということだけではないようだなということを感じ始めているということなんです。それは安保3文書しかり、敵基地攻撃能力の保有しかり、5年間で43兆円に及ぶ軍事費の増大しかり、結局、集団

的自衛権を行使して敵国に攻めいって、そこで様々な戦闘行為を展開することになりはしないかという、そういうことがわかり始めてきているので応募の数ぐっと減ってきているということなんです。それに対して国は、もっともっと募集させなきゃダメだから自治体の協力を根本的に強化しなきゃならん、こういう手を打ってきてるわけです。安倍首相なんかは、各地の自治体が相当数協力しているのに、その実態に目を向けなくて非協力だと、けしからんじゃないかということで情報提供までさせるという流れになってきているわけです。こういうときにその町の自治体の首長が憲法9条をしっかりと守るかどうかっていう厳正、厳粛な態度に立てるかどうかっていうことは、極めて大きな試金石に立たされていることだと思います。そういう観点から見ますと先ほどの答弁で、自衛隊に対する個人情報提供開始年度押さえておりません。年度ごとに何人提供したかこれから調べますと、私は大変残念だということをお知らせしておきます。後ほど回答いただけるということですからじっと待ちたいと思いますが、一言だけ申し上げておきたいと思っています。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

スタートした年月日や提供している人数等については先ほど申し上げましたように、後ほどまとめて報告をさせていただきたいというふうに思います。ただいま菅原議員のご意見しっかり拝聴させていただきました。承っておきたいと思っています。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原議員の2問目の質問を終わります。

続いて3問目の菅原議員の質問を許します。

○11番（菅原義幸君） 町営住宅入居時の連帯保証人制度について町長に伺います。これは前回も伺っておりますが、国は2018年と20年の2回、保証人の確保を前提とすべきではないという通達を地方自治体に出しています。当町では2名から1名に減じましたが、連帯保証人制度自体は依然として継続しています。改めて廃止することを求めます。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは3問目のご質問にお答えをさせていただきます。

当町におきましては、町営住宅入居時の連帯保証人は家賃の滞納の抑制や緊急時の連絡先として役割が大きいため保証人制度を維持しております。なお国からの通達を踏まえまして、入居希望者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合、町営住宅管理条例施行規則に基づき保証人の免除、緊急連絡先の登録をもって入居を認めるなどの対応をしているところでございますが、現在このような入居者がおられませんということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問を行います。町長、私が聞いているのは、連帯保証人制度を廃止するのかもしれないかということなんです。しっかりお答えください。それで前回の質問で町営住宅使用料、滞納者数、滞納額の資料提出を求めました。これ手元に今日持ってきております。これを見ますと、いろいろ数字平成18年度から掲げられておりますけれども、一つだけ明確なことは、連帯保証人代弁済の件数、金額は0件、0円なんです。要するに家賃滞納をさせないための歯止め策としては実際意味がないということなんです。それじゃ緊急時の連絡先はどうか

ということなのですが、別に連帯保証人でなくたっていいんじゃないですか。それは連帯保証人としての家賃を滞納したときの弁済責任ということとは全く別な事柄だと思うんです。そういたしますと、この滞納額、滞納の数字はいろいろ入り組んでるから申し上げませんが、連帯保証人制度を導入しておく意味が根本からもう消失してるということなんです。国は保証人の確保を前提とすべきではないと、こういう方針なんです。前にも申し上げましたから重ねて申し上げませんが、連帯保証人制度っていうのは苛酷なもんなんです。これを確保するのは大変なことなんです。1、2例を申し上げておきますが、私も東日本大震災の被災者の方から公営住宅に入るときに連帯保証人の要請を受けて保障いたしました。そのときには、その方が採用してもらった会社の社長と、もう1人どうしても必要だっていうので菅原さんお願いしますと。それは必死ですよ。私名前出しましたよ。そのときに感ずることは、やっぱりそういう被災者あるいは高齢者もおりますし、いろいろ地域から孤立している方もいるわけですが、そういう方が連帯保証人をたとえ1人であっても確保するという事は容易なことではないんです。確保できないから住宅の申込みを止めるという方も私、実際に過去経験してます。そういう点では公営住宅法の精神にも悖ることではないのかと思いますので、2名から1名に減らしてそれでよしということではなくて、先進地で既に踏み切っておりますように連帯保証人が全廃いうことを我が町せたな町でも、ぜひ決断をしていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず先ほども申し上げましたように、どうしてもいない場合につきましては、現行の町営住宅管理条例施行規則に基づいて対応されているということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。現在、議員も滞納状況は手元にお持ちということでございますが、令和5年9月現在の滞納額を申し上げますと、合計1,250万と毎年増加傾向にございます。区で申し上げますと北檜山区は270万円、大成区は510万円、瀬棚区が460万円という状況になっております。こうした状況を考えますと負担の公平性ということをしかりする場合に、議員は保証人に代弁されたことはないということでもございましたが、町としても、なるべく保証人については代弁というようなことでも迷惑はかけたくないと。ただしかしここまで滞納額が増えてきますと、やはり保証人の皆さんにもこの滞納整理についてご協力をいただかなければならない状況が出てきているなというふうに感じているところでございます。そういったことでやはりこの2名から1名にして、こういったこの滞納をされないように、滞納が出ないような状況を、ぜひ確保していかなければならないというふうに考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問するつもりはなかったんですけども正直言いまして、しかし再答弁がひどいもんだからせざるを得ません。町長これおかしいじゃないですか。滞納整理をしなければならぬから連帯保証人にも協力してもらわなければならないんです。こういう答弁なされたんです。行政自身の責任において滞納整理をすべきじゃありませんか。連帯保証人を何で協力さ

せるんですか。連帯保証人にそういう責任を転嫁するっていうのは私はおかしいと思います。じゃ町税なんかはどうしますか。一々町民の税金を納めるその連帯保証人を全部の人に付けるんですか。そういうことをしなくても滞納が整理され、全体として縮小される方向にあると私は見えています。公営住宅の家賃だけ何でこうなんですか。私は行政自身の問題だと思います。さらに言えば滞納整理に協力してもらえば1名より2名のほうがよかったじゃないですか。だから町長言ってること矛盾してるんです。連帯保証人を滞納整理の歯止めにするべきではないと私は思います。それを国が言ってるんです。連帯保証人の確保を前提とすべきじゃないよと。私は町長の考え方は根本的に間違ってると思います。ですからこれはおそらく再答弁でも、多分同じ答弁をすると思うんですが、これをまた次回以降に解決するところまで徹底的にやりたいと考えまして再々質問を終わりたいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。議員言われました町税とは一緒にはならないというふうに思っております。善良な入居者がしっかりこの住宅入居料といいますか使用料を納めております。こうした方々との負担の公平性ということは十分町として考えていかなければならないというふうに思っているところでございますので、それは議員の考え方もそれは否定するものではございませんが、町としてそういった形で町営住宅に入居をしてその義務を果たしていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原議員の3問目の一般質問を終わります。

続いて4問目の菅原議員の質問を許します。

○11番（菅原義幸君） 4回目の質問はありませんから今回はしませんが12月議会でまた継続やりますから。

移動町長室の開催実態について町長にお尋ねをいたします。

①令和4年度までの移動町長室について年度別の各区の開催日数と参加者数を伺います。

②今後の継続について町長の考え方をお示してください。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは4問目のご質問にお答えいたします。

1点目の移動町長室の開催実態についてですが、平成26年4月から実施をさせていただいております。各年度の実績につきましては、開催日数と参加者でございました。平成26年度は大成区6回、23件、瀬棚区6回、5件、平成27年度は大成区6回、2件、瀬棚区6回、13件、平成28年度は大成区6回、15件、瀬棚区5回、3件、平成29年度は大成区6回、14件、瀬棚区5回、2件、平成30年度は大成区6回、7件、瀬棚区6回、0件、令和元年度は大成区6回、3件、瀬棚区6回、8件、令和2年度と3年度は各区ともに6回開催しておりますが、コロナ禍であったこともあり0件であります。最後に令和4年度は大成区6回、5件、瀬棚区6回、0件でございました。

2点目の今後の継続についてですが、私の3期目となる平成26年度から実施をさせていただ

いており今年度で節目の10年目となります。今後も各支所における貴重な時間となっておりますことから継続して実施していきたいと考えておりまこと、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問をいたします。開催日数と参加者数を伺いました。町長これあんまり意味ないんじゃないですか、この参加者数だと。ビックリしましたよ私。開催すればいいということではないと思うんです。そこに町民の方々が来て町政に対していろいろ要望や質問や町長からの回答、答弁をもらって、もって町政の前進に寄与するということに移動町長室の大きな特徴や開催理由があると思うんです。移動町長室だけが私は全てではないと思ひます。当選回数がだんだん長くなってきて、もういろいろな慣れ出てきてると思ひます。当初の時の高橋町長の住民に対する対応と今の対応すごい変わったなという声をたくさんの方から聞いています。それ以上申し上げませんが、この移動町長室をこのまま何の創意も工夫も反省もなく続けるというその感覚が私問題だと思うんです。そこに代わる何らかの住民との触れ合う機会、結合の場所、時間、内容、こうしたものを真剣に再検討なさって、より前進した姿での対応策を求めたいと思ひます。これは特に町長だけが考えればいいということではなくて、関係部局でも職員の皆さん知恵を絞って町長に対する進言、提言をなさっていただきたいなと思ひます。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

移動町長室におきまして町民の皆さんの相談が減ってきたということは、裏返して言いますと要望、相談がなくなってそれだけ課題の整理が進んだということであるというふうに理解しております。ただこの移動町長室につきましては、住民の要望、相談を聞くばかりではなくて、もう一つは支所長から支所の状況についての報告、あるいは打合せ、さらには区内の状況視察と行ったようなことも併せてやっているところでございまして、非常に貴重な時間となっているところでございます。菅原議員と私の考えは違ひますけれども、これは私の考えでやらせていただひてるところでございます。ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） これも予定外なんですが再々質問やっておきます。町長今の答弁ちょっとひど過ぎませんか。課題解決したから住民の相談なくなったっていうのは私思い上がりだと思ひます。課題は何も解決していないし、より一層深刻な根の深い問題たくさん出されてきてます。そこに謙虚に目を向けることができないとすれば何と表現したらいいんですかね。支所長らとのいろいろなやりとりや視察ということになりますと、これは移動町長室の今問題にしてる概念から離れますから、そのことは答弁から私除外します。住民が町長を身近に区の中で感じて生の声を反映させるというところに移動町長室の眼目があったと思うんです。それが町長おっしゃるように少なくなってきたわけですから、課題解決したっていうならもう止めてもいいんじゃないですか。私はそうじゃないと思ひます。移動町長室に町民集まらなくなってきたこの現状が深刻だと思うんです。ここではそれ以上触れませんが、再度再考を求めたいと思ひます。

以上です。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。

私の考えと菅原議員の考えが違うということだというふうに思います。移動町長室につきましては、やはりその時期、その時点、時点でやはり変化をしてきてもいいというふうに思っているところでございまして、住民の相談が無くなってきたから止めるというものではないと、新たな目的も、新たな利用方法が出てきているということでもありますから、これはそれらが無くなったという段階では見直しをするということには当然だろうというふうに思いますが、まだこの移動町長室としての窓口は開いておきたいというふうに考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原議員の4問目の質問を終わります。

続いて菅原議員の5問目の質問を許します。

○11番（菅原義幸君） 仮称、介護サービス事業持続化基金の導入についてお尋ねをいたします。仮称、介護サービス事業持続化基金の導入を求めたことに対し、6月議会答弁では一般会計からの繰入金を用いて実施するとして拒否されました。基金制度の必要性を認めない答弁は現存する各種の基金制度自体を否定することに繋がるものであり撤回を求めたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。

6月定例会においての答弁ということでございますが、必要な部分には一般会計からの繰入金を用いて充当しており、介護サービス事業に係る基金の導入は特に考えていないという答弁をしたものです。決してほかの基金制度を否定しているものではございませんのでご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問をいたします。今のような答弁が最悪の答弁なんです。論点の完全なすり替えです。この基金制度は町長何のためにあると思いますか。これをきちんと答えてください。今各種の基金がありますけれども、アバウトで60数億円の基金が積立てられてるわけです。基金を使おうとする以前に一般会計があるのであればそこから使えばいいという町長の答弁なんです。私は介護サービス事業持続化基金というのは、今介護サービス事業が極めて継続困難な状況にあるので、それを解決する一つの構想として基金を設定し、民間の事業者を交えて行政一体でこの難局に当たっていかうじゃないかという提起をしてるんです。そのところを否定することになるんです。もう一つ重ねて言いますが、雅荘再開にあたりましては、雄心会に1億2,000数百万の債務負担行為をやりましたでしょ。これについては私は最終的に賛成はしておりますが、債務負担行為の議決に法的な問題があるのではないかという提起をしております。これは今まで回答いただいております。

それから2つ目は、各年度の債務負担行為、金額の根拠が薄弱だと。大づかみで今年は何ぼ、

来年は幾らと、その次はこうだと、これは全く乱暴な手法なんです。そういうことについても全く回答いただいておりますから、これは町長のやり方として極めて乱暴であり、あってはならない公金支出の一つの形態だという主張は、私はし続けたいと思っています。そういうこととの関連の中で、ただ単に雄心会が雅荘を再開するためだけ1億2,000数百万を投入するのではなくて、せたな町における介護サービス事業全体の持続化のために一つの基金を作って民間業者を含めた協議会をつくり、臨機応変、柔軟、弾力的に対応していく多目的な基金として提起をしているのであります。そこを見ることなく一般会計から繰入れればいいのかということであれば、これはまさに介護サービス事業の持続化に対する町長自身の基本政策の欠如、欠落ということで厳しく指摘しないわけにはまいらないのであります。

以上、答弁を求めます。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。基金はまず何のためにあるかというご質問でありました。これはせたな町基金条例にありますとおり、それぞれの事業に要する必要な財源を確保するというを目的にしております。債務負担行為についてのお話もございましたが、これは議会の議決をしっかりといただいて実施しているものでございますので、議員は反対されたって言うかもしれませんが、これは議決をいただいたということで整理しておいていただきたいというふうに思います。先ほど申し上げましたようにこの介護サービス事業の基金の導入をということでございますが、現状一般財源で十分対応できておりますし、介護保険につきましては特会の基金も思っております。また最悪それでも財源が足りないということでございましたら財政調整基金も、これも使える基金となっておりますので議員言われるような心配はないかというふうに思っているところでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 継続は12月議会でありますから、6問目に移ります。

高齢者に対する支援策について町長にお尋ねいたします。

①買い物支援策について3月議会で町長は、様々なツールを使いながら今後も買い物弱者の利便性の向上ということに努めていきたいと答弁しました。本年7月24日付けで提出されたせたな町地域公共交通計画には具体策が示されておられませんし、その理由を伺います。またその他のツールということにつきましても、どのようなツールなのかお示しを願いたいと思います。

②現行制度ではカバーできない高齢者の交通弱者に対する支援策として、町独自のハイヤーチケット交付事業の実施を新年度に導入することを改めて求めたいと思います。

③地域包括支援センター地域支援係の欠員は解消されましたか伺います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 6問目の質問にお答えいたします。

1点目の交通計画に具体策が示されていない理由につきましては、今回策定しました交通計画は、安心して住み続けられる持続可能な公共交通網づくりという基本方針を踏まえ、3つの方向

性に沿って施策、事業を推進していく計画であり、せたな町の公共交通全般的な計画となっているため買い物支援策等の個別の支援策については示しておりません。いわゆるなんにでも使っていただくというものでございます。

2点目、町独自のハイヤーチケット交付事業にこだわっているようでありますが、これまでの一般質問でもお答えしたとおり、これは以前旧町において北海道の事業を使ってやっていたということでありまして、それが終了したということで町ではこの交付事業は行っていないところがございます。町といたしましてはハイヤーチケット交付事業の実施については検討しておりません。

3点目の地域包括支援センターの地域支援係の欠員についてですが、現在まで解消されておりません。8月末を期限として募集していた保健師については、残念ながら応募者がおりませんでしたが、この間、北海道国保連ホームページでの保健師募集や職場見学の受け入れ、北海道内市町村保健師合同就職説明会参加など積極的に行動をしてみりました。令和6年4月採用の募集には1名の方から応募があったところがございます。ぜひ採用に至ればと願っているところがございます。なお地域包括支援センターの運営につきましては、これは現状の職員が協力して業務に支障がでないよう努めているところでございます。今後におきましても、引き続き保健師職員の募集に力を入れてまいりますこと、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問を伺います。まず1点目ですが、買物支援策の具体案というのは町長何か持ってるんですか。全く回答がないんです。弱者の救済はまさかどうでもいいと考えてるわけじゃないですよ。改めてお尋ねしておきます。

それから②のハイヤーチケットの問題なんですけど、道がやらないから我が町もやらないんだと一貫してそういう答弁続けてきてるんです。それが我が町のトップの在り方なんです。道がやらない隙間を町が1番身近にいる自治体の責任として隙間を埋めなきゃいけないんじゃないんですか。その具体的な例を2つ挙げておきます。昨年9月議会で取り上げました瀬棚区のある85歳の高齢者の方、これはこの3月でせたなの町を去りました。札幌の娘さんのところに上げました。ずっといたんだと、だけれども体がもう言うことを聞かないし、娘も来いと言ってきているこの時期に決断しなけりゃならんと、身を切られるような思いです。その方が町長にぜひ伝えてくださいと。ハイヤーチケットぜひやるように届けてくださいねと。この願いは届かなかったということでもあります。

2つ目、最近経験したことなんですけど、北檜山区のあるスーパーで買物をしてたときに、たまたま瀬棚区のある身体障害者の方が買物に来ました。その方は障害者のチケットはもらってるんです。交付されているんです。ところが聞くと枚数足りないっていうんです。合併当時は相当数ありましたよ平田町長時代ですが48枚でしたかね。そのときには町長言うように道の補助制度もあったんだとおっしゃいますが全額じゃないんですよ。たしか半々くらいじゃなかったですか。それでその障害者の方が言うには、ハイヤーチケット全部使ってしまったんで今日は自分のお金で来たんだと。幾らかかったんですかって聞きましたら町長、片道2,000円だそうですよ。

帰りました2,000円かかるなったらそうなんだと。何と言ったか、菅原さんもうちょっとチケットの枚数増やしてほしいんですよとこういうことです。これも直接、町民の代弁者として町長の耳に入れておきます。何を言いたいかと言いますと、今高齢者にしましても、身体障害者にしましても足の確保の問題が1番重要なんです。そこに町長は思いをいたしておりますか。1番大事な肝腎要の1丁目1番地の問題に首長としての誠意をきっちり示してもらいたい。私はそのことを一貫して言ってるんです。改めて答弁を求めたいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。町民の皆さんの足の確保というこの問題は今に始まったことではございません。以前からこういうことに取り組んでおります。そういったことで以前から見ると、この町民の皆さんの交通弱者といいますかね、買物弱者も含めての話でございますが、以前から見ますと相当利便性が向上したというふうに思っているところでございます。娘の近くにあるいは子供たちの近くという話が、この買物弱者と重ねてのご意見もございましたが、これも昔からこの子供たちの側に、最後は子供たちも面倒見たい、あるいはそういったことから娘や息子の近くに転居するということは、これは今始まったことではなくて、昔からこういう状況があります。そのほうが本人の幸せということであればそれは致し方のないことだというふうに思います。それとこの様々なツールで何ですかという質問がございました。現在町では、公共交通機関のほかにデマンド交通ですとか、あるいは介護ヘルパー、介護保険制度を利用したヘルパーの利用、あるいはボランティア団体による訪問型サービスBの利用、社会福祉協議会の買物支援の利用、それから町民や民間のサービスや配達など、随分サービスが増えてきているところでございます。こうしたサービスをこれからもしっかり拡大をしながら、この交通弱者の対応を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） これはさすがに再々質問せざるを得ません。随分これもひどい答弁だと思います。まず昔から見たら利便性が随分向上したと。どういう感覚でおっしゃってるんですかね。現状認識が根本的に違うんです。私申し上げたくないんですが、3月議会の横山議員の答弁に対しまして買物支援策、自分の若いときの海外経験を持ち出して不便なところから便利なところに引っ越してくるっていうそういう話をされました。一般質問に対する答弁で行ったんです。私もそれは問題じゃないかと厳しく指摘しましたら、いやその辺の井戸端会議の話のようなことで申し上げたんだと、体返しをしましたが、これに対して物すごい批判が出てるんです。そういう町長の答弁あるんですかと。住民が長年住んでいたその地域で末永く余生を全うするということを保証するのが自治体首長の責任じゃないかっていうんです。それを便利なところに引っ越してこいと。引っ越すだけの費用や余裕はありますか。今そんなことを町民の人に不便なところにこいやって声かけることができますか。そういう答弁あなたやったんです。非常に問題だと思います。今も同じでしょう。利便性随分向上したと思うと。私は向上してないと思います。この答弁取消してください。それから子供さんのところに行くのは何か当たり前のような言い方しましたよね。いや私話聞いてみますと、子供さんのところに行くの大変だって言ってるんです。旦那がどうい

う人なのかわからんし、その家の広さもわかんないし、近所の人だっておそらく誰も知ってる人いないだろうと、どうやって住んでいったらいいんだと、今から心配でしょうがないと。やむを得ず行かざるを得ない高齢者の気持ちを町長、考えてみたことありますか。何も昔からあれですか、子供のところに行くのは当然の流れなんだというような答弁どっから出てくるんですか。私は町長の答弁は我が町せたな町のトップとして極めて不見識だと思います。これも厳しく指摘をしておきたいと思います。それから様々なツールの中でいろいろ町長に並べましたよね、デマンドバスから介護ヘルパーからボランティア活動ですか、社協のB型の制度ですか、いろいろ並べましたが、これを利用できない方もいるんです。どうしてもそこに当てはまらない方もいるんです。首かしげてますけども、この制度で全部カバーできると思いますか、それなら私一人一人の名前を挙げて、町長にこの人はどうするか、あの人はどうするか聞いてみたいと思いますからきっちり答えてください。解決策全部示してください。既存の制度で利用できるんだ、解決できるんだということですから責任持てますか町長。だからいい加減な答弁は私、してほしくないと思います。買物弱者でているのが現実なんだし、そこに100%解決できなくても真剣に1つでも2つでも前向きに解決していく真摯な姿を私は期待したいと思って質問で取上げてるんです。もう少し誠意のある答弁を求めたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。この買物弱者の問題は、せたな町にとどまらず大都市でも函館でも札幌でも同じような状況があるようでございます。それぞれの自治体においてそれぞれ対応しているという状況ではございますが、完全にこれが解決できているということは伺っておりません。やはり少しずつであります。こういったことへの解決に向けた対応というのが継続的に求められるものというふうに思っているところでございます。したがってしましてせたな町といたしましても、そうした今の状況をできるだけ早く解決ができるように順次、様々なツールやデマンドバスの拡大、あるいは福祉バス、患者バス等も含めまして順次、充実すべく今検討をしていると。検討が終わった時点でそれは実行に移してそういった交通弱者の対応をしているところでございます。これからもそうした心構えでしっかり対応してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原議員の6問目の質問を終わります。

1時間が経過いたしましたので2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

11番、菅原義幸議員の7問目の質問を許します。

○11番（菅原義幸君） 学校や病院をはじめとする町有施設のエアコン設置について町長並びに教育長に伺います。これは先行するお二方とダブっておりますけれども重ならない部分でのお尋ねをしたいと思います。

令和3年9月議会で私が取り上げた保育所、認定こども園等の関係5施設へのエアコン設置が昨年度実現し関係各位から喜ばれました。町長は学校や病院など他の施設にも順次計画的に設置したいと答弁していますが、その後の進捗状況を伺います。コメントを申し上げておきたいと思います。計画が立案されているのであれば、その立案内容を明示願います。関連しての質問になりますが、石原議員の質問の中で一般家庭相当数普及していると言いましたが、私どもの実感からすると違和感があります。北海道でもエアコンがいよいよ必要としてきたかなと言われる初動の段階でありまして、町長は相当数普及したという町内での設置実態の数を把握しておっしゃっておられるのかどうか伺っておきたいと思うんです。この問題については再質問でも掘り下げたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 教育長。

○教育長（小坂橋司君） 学校の状況についてですけども、先ほど横山議員の質問の際にもお答えしましたとおり、各学校保健室のほか瀬棚小学校の特別支援教室1部屋にエアコンを設置している状況であります。なお今後の設置については横山議員の質問に答えたとおりの対応で考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。

町有施設へのエアコン設置につきましては、これまでも計画的に実施し、認定こども園、各保育所、学童保育所などに設置したほか、瀬棚、大成町民センター、瀬棚生活支援ハウスなどの福祉施設へ設置を進めてきたところでございます。今後は横山議員や石原議員の一般質問へ答弁いたしましたとおり、まず小中学校への設置を進めてまいります。国保病院や瀬棚、大成診療所につきましては各診察室や執務室にエアコンを設置済みであります。今後の予定といたしましては、国保病院の2階病室や瀬棚診療所の待合室に療養環境の改善及び熱中症対策として設置を予定しているところでございます。いずれにいたしましても快適な施設環境の確保は、町の責務と考えておりますので引き続き計画的に実施してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 答弁漏れあります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 1回目の質問につきましては、質問事項に沿って答弁をさせていただいたところでございます。それ以外については2回目に答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは町長のご指示に従って2回目の質問で改めて正ささせていただきます。一般家庭へのエアコンの普及が相当数という表現でしたか。普及しているような答弁

でありましたが、私はそこまでいってるのかなというふうに思っています。それで実数としてどの程度の普及率として押さえているのか、数字がございましたらお示しを願いたいと思うんです。

それで再質問に入ってきますが、町長、計画をきちんと立てて議会にお示しをいただきたいと思います。その場合は横山議員おっしゃってございましたように財源的な構成も含めてこういう計画でいくというところを示していただければと思います。これはできるだけ早い機会にお示しを願いたいと思います。

それで石原議員がおっしゃってございましたエアコン設置の補助の問題であります。これはリフォームの問題とは切離して別の枠立てで別構想でやったほうがいいのかと思います。これもなかなか面倒なんですよね。面倒だということは、リフォームは確かに町長おっしゃるように30万円以上ということですから30万円未満は足切りになりますけれども、エアコンの場合その金額で足切りにしていいのかという問題がございます。1台だけで済む家庭、複数台設置が必要な家庭それぞれであります。その場合に設置金額としてどういう査定をするのかという問題がございます。さらにエアコンそのものの購入代金だけではなくて、電気工事、関連施設工事を含む総体の工事費を対象にするのかしないのかという問題もあります。私は広く捉えるべきだと思います。それから先ほど言いましたように相当数普及されているという町長の認識の根底になっている実数が抑えられてのお話なのかどうか。そこについても率直にお尋ねしておきたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず公共施設ですが、計画があれば明示していただきたいということでございました。ただいまのところ計画はございません。しかし公共施設については順次計画的に必要な部分について整備を進めたいというふうに考えているところでございます。

2つ目の質問ですが、一般家庭の普及については、これは議員の一般質問では事前事項としてございませんので、この答弁については控えさせていただきたいと思います。

○11番（菅原義幸君） 再質問ですれば答えるってさっき言ったじゃありませんか。

○議長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時22分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

先ほど町長の答弁から関連質問というふうな判断で答えたのかと思います。議員必携の160ページに関連質問の内容について書いてございます。まずこれを朗読いたしますと、一般質問は通告制をとっているから、通告しないで通告者の質問に関連して求める関連質問は、通告者の立場から見ても、議会運営の能率の面から見てもよくないので原則として許可されないものであるというふうなことでございます。その点からいけば、原則という点でいけば許可されないとい

うふうな形で町長の答弁はあり得ると思います。ただ全体的な流れの中で原則というのは例外がつきものですので、その関連について質問者からその点について強く質問したいという意向があれば、町長は答えられる範囲で答え、答えられない場合には答えられないと、そういうふうなことがよろしいんじゃないかと、私はそう思います。

町長。

○町長（高橋貞光君） 議長のそういったお話でございますので、ただいま答えられる点ということでお答えをさせていただきます。それ以外の答弁はございません。個人住宅に対する答弁につきましては、先ほどほかの議員から質問されて答弁したとおりでございます。それ以上のものはございません。

○11番（菅原義幸君） 意味不明です。

○議長（平澤 等君） 菅原議員、再質問していただけますか。

○11番（菅原義幸君） 意味不明です。意味がわかりません。

○議長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時27分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

先ほど菅原議員から理解できないという発言がございました。それについて内部で若干検討してみました結果、今回の菅原議員の一般質問のテーマ、学校や病院をはじめとする町有施設のエアコン設置についてというふうなことの質問でございます。内容について先ほど石原議員の質問に関連して、その分について聞きたいということが1点2点ございました。2点目ですか。その中では通告外の質問ということで町長の答弁ができなかったっていうようなことについては、私の議長としては、通告外の質問というふうなことで理解いたします。よろしいですか。

○1番（石原広務君） 議事進行。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 確かに通告外なんです。でも1回目の通告した質問の中で1回目の質問ときに菅原議員から触れられたんです。それに対して町長が、通告でないので再質問、再答弁のときにお答えしますとおっしゃったんです。今議長が内部で協議って言いますけど事務局としかしてないじゃないですか。例えば議会運営委員会できちんとするとか、そこまでが必要だとしたら議長の判断でそういうふうにしてもよかろうかなとは思いますが、たいした、町長の答弁とその整合性を図りながら、確かに議員必携にはそういうふうになってるかもしれませんが。でも町長が質問に対して、再質問、再答弁のときに答えますと言ったんです。そこでの整合性を図りながらきちんと議事上していただきたいと思います。

○町長（高橋貞光君） 今の質問にちょっと反論していいですか。

○1番（石原広務君） 反問権はありません。

○町長（高橋貞光君） いえいえ反問するのではなくて。

○議長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時34分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

先ほど石原議員から発言のありました内部というのは、私と事務局長との話でございます。申し添えます。それから先ほど議員の発言と町長の発言との齟齬が発生してございますので、その部について今、会議録を作成しその内容について精査し、それをもって会議を再開いたしたいと思っております。

ただ今から3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 3時00分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

先ほど休憩した理由について、発言のやりとりについて文字起こしをしたものが、皆様のお手元に届いていると思っております。その内容によって町長の発言、そしてまた菅原議員の発言、その発言に基づいて2回目の町長答弁で答弁については控えさせていただきたいというふうなことでございます。これは先ほど私もお話ししたように通告外の質問であるというふうなことの理由でございます。そこで先例がございまして、通告外であるということだけの理由で町長が質問に答えられないというのはいささか乱暴ではないかということで、やはり質問した内容については、先ほど私も申し上げましたが、町長として答えられる範囲で答えていただきたいというのが私の考えです。ただ町側の答えがそれ以上答えられないという判断の通告外ということの判断であれば、それも答えになるというふうなことでございます。よって今回の場合に、通告外の質問ということについては、今お話ししたような内容の判断で進むのが1番よろしいかなと思っております。こういった形で一般質問を続けていきたいと思っております。質問者に対しても、今回の通告内容に係る内容について質問内容、それからあと関連で質問される前にも、通告外の質問に至らないような考えで質問していただければ一般質問もスムーズにいくと思っておりますので、議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。なお一般質問については、先ほど菅原議員の7問目の2回目の質問で止まっておりますので7問目の2回目の質問の続行をお願いいたします。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 議事進行に関して発言してよろしいですか。

○議長（平澤 等君） よろしいです。どうぞ。

○11番（菅原義幸君） 議長今のまとめ方は私は納得できません。私は町長が、それ以外につ

いては2回目に答弁をさせていただきたいと思います。こう言ってるから2回目の答弁を求めてるんです。ここはきちり遵守していただかなければ正常な議事進行にならんじゃありませんか。
○議長（平澤 等君） 議事進行についてお答えいたしたいと思います。ただいま菅原議員から、町長の発言でございますけども、それ以外については2回目に答弁させていただきたいという発言でございます。この内容については、町長の答弁の中に2つ目の質問ですがというふうなことで、ここに書いてあるとおり、一般家庭の普及については議員の一般質問では事前事項でございますので、この答弁を控えさせていただくというふうな答弁だと私はそのように理解しています。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） だからそれは詭弁だっていうんです。答弁を2回目にさせていただきますっていうんだから、2回目の答弁は答弁の中身を言わなきゃいけないじゃないですか。質問したことに対する答弁の中身を言わなきゃいけないじゃないですか。その中身を言うことなしに答弁いたしませんということをもって答弁するというのはどうなんですか。あり得ない話じゃないですか。
○議長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午後3時06分

再開 午後3時07分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

先ほど菅原議員の発言については、1回目の質問につきましては、文字起こした内容で質問事項に沿って答弁させていただいたところでございます。それ以外については2回目の答弁をさせていただきたいと思います。これは町長の答弁です。なお菅原議員からは町長の指示に従って2回目の質問を改めてさせていただき、一般家庭のエアコンの普及が相当数という表現でしたがという質問に対しての答えでございます。2つ目の質問ですが個人、一般家庭の普及については、これは議員の一般質問では事前事項としてございませんので、この答弁については控えさせていただきたいと思いますというような発言でございました。そういう意味で今菅原議員と町長との間でそれぞれの解釈の違いでかみ合わない点がございます。その中で今菅原議員議事進行もかけていただいた中で理解できないというふうなことなんですが、私の発言に対して議事を進めていく上で、自分が先ほど発言した内容で進めていきたいんですが、町長から改めて先ほど町長の判断で、この考え方についてまだ加えて発言できることがあれば許したいと思いますが、ございませんか。

町長。

○町長（高橋貞光君） まずただいまの質問に対する私の答弁であります。ご承知のようにこの質問は町有施設のエアコン設置についてという質問でございました。2回目の答弁で1つ目の部分については、町有施設のエアコンの計画的な設置ということで答弁をさせていただきました。

2つ目につきましては、これは通告外ということで答弁は控えさせていただきますという答弁をさせていただいたところなんです。私たちとしては、この議会は当然ルールどおりに審議が進めら

れていくものというふうに思っているところでございますので、そうしたことでこういった答弁をさせていただいたということでございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 町長にお伺いたします。確かに通告外質問それはわかりますが、町側として今の相当数というふうなことについて答えられる範囲はございませんか。

町長。

○町長（高橋貞光君） 答えれる範囲は先ほどお答えをしたとおりでございます。ただ議会運営につきまして私申し上げる立場にはございませんが、議長にはぜひこういった通告外の質問については、きちんとその時点で整理をしていただきたいなというふうに思ったところでございますので、この辺についてもお願いをさせていただきます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 2点申し上げておきたいと思います。先ほど町長は、それ以外については2回目に答弁をさせていただきたいと思いと、これが正式な答弁だというふうに認めているわけです。ところがそれに加えて言っていることは、答弁を控えさせていただくという答弁になってるんです。矛盾じゃないですか。答弁をさせていただくって言う答弁をしておきながら、その中身が答弁を控えるということになりますと、それは完全な矛盾なんです。それは通らない話でありますから、ここは反論しておきたいと思いと。それからもう一つ答えた通りだっているんですが何を答えたんですか。私は答えたとおりであるのであれば、無理に答えを改めてもらおうとは思いません。何も答えていないから答えてくださいって言うてるんです。わかりやすく質問しますが、相当数普及しているというその根拠を伺いたいということなんです。それに対する答えございましたか。それからもう一つは、住宅の改修補助金という助成ということではなくて、エアコンの設置それ自体に対する助成の制度を導入してはいかがかということ言うてるわけですが、それに対する答えもございましたか。何にも答えないで先ほど答えたとおりでという答弁は成立しないと思いと。

以上2点申し上げます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員にお伺いたします。これは2回目の質問として受け取ってよろしいでしょうか。

○11番（菅原義幸君） 議事進行発言ですよ。

○議長（平澤 等君） 議事進行発言の延長ですか。わかりました。町長から答弁願います。

町長。

○町長（高橋貞光君） ここで私がそれぞれの議員の一般質問に対して、ここでお話するのは、これは答弁ということでございます。その中で当然答弁できるものについては答弁をさせていただいてるところでございますが、通告外の部分については答弁を差し替えるという、これも答弁でございますので、その辺は十分、菅原議員もおわかりのことというふうに思いと。できるだけルールどおりに進めていただければと、そのための通告でございますので、よろしくお願したいというふうに思いと。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） だから答弁かみ合っていないんです。確かに質問通告に基づいて質問するというのが原則です。しかし議長が先ほどおっしゃったように原則には例外もあるんです。過去の中で通告外質問を認めてきたケースも幾つかあります。それはそのときの状況と判断の問題なんです。ルールどおりやれって言うのであれば原則もあるし例外もあると。こういうルールを守ってもらいたいと思います。重ねて申し上げますが、それ以外については2回目に答弁をさせていただきたいと思いますが、答弁すると約束したんですよ町長は。何で控えなきゃないんですか。何で答弁について控えなきゃならんというふうに180度変わるんですか。これが私はよくないって言うてるんです。それからもう一つそれじゃ言っときますが、答弁できない根拠は何かあるんですか。特に難しいことを聞いているわけじゃないんです。相当数という根拠を示してくれということが一つと、もう一つはエアコン独自の助成制度を導入してはどうかと、この2つなんです。何が何でも絶対どうしても答えられない案件ですか。今回の9月定例会全体の中でエアコン設置っていうのはもう町として避けて通ることのできない課題になってるわけです。全体的、一体的に判断したときに、この2つ程度の答え、それほど拒否しなければならないほど、控えなければいけないほど困難で答弁不能な内容なんですか。町長どうですか。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず2回目の質問であれば何を質問してもいいかということになるのは、これはご理解いただけるというふうに思います。したがって何を2回目質問してもいいというものではないというふうに思います。

町有施設以外については、これは先ほど他の議員から質問をいただきまして、答弁したとおりでございますので、それ以外はございませんということでのお話をさせていただいたところでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 繰り返しになりますけど言ってきます。答弁拒否ではありませんかそれなら。答弁拒否になります。自分で1回、答弁をさせていただきますと明確におっしゃったんですから、その約束は守ってもらわなければならないと思います。これがルールです。それから2回目に何が何でもどんな問題でも質問していいということになりますかっていう答弁ですが、これも町長特有の詭弁なんです。私は関連する質問について聞いているだけなんです。全く関係のない、全然違う分野の一般質問、何でもかんでも答弁しろと、こういう無理無体、無法なことを言っているつもりはありません。具体的な例をそれじゃ出しておきますが、今日私の2問目の質問、自衛隊に対する個人情報の提供について、これは質問通告でこうなってるんです。自衛隊に対する個人情報の提供が各地で問題になっていますが当町の実態について伺います。これだけなんですよ質問は。質問通告はこれだけなんです。しかし藤谷議員への答弁も踏まえて、私は情報提供の開始年度、年度末の情報提供人数、これをお尋ねしました。私町長答弁できなかったのは、通告書そのものに具体的な内容として表現していなかったから答弁用意しなかったと思うんです。そうでしょ。答弁用意すればその場で答えられたんです。つまり当町の実態について伺いますという内容について、具体的に通告の中には書いておりません。しかし町長が答弁しますという

ことで時間貸してくれという態度なんです。矛盾してませんか。何でエアコンの問題だけは通告どおりにしてくれっておっしゃるんですか。別に難しい問題聞いてるんじゃないんですよ私。相当数普及してるっていうことが違うんじゃないの。何を根拠にして相当数って言ってるんですかと聞いてるだけです。何も難しいこと聞いてるんじゃないんです。それから制度としてエアコンに特化した助成制度を検討されてみてはどうですかという提案をしてるだけなんです。何で答えられないんですか。事程左様に固執する理由は何なんですか説明を求めたいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず整理させていただきますと、議員の質問は町有施設のエアコンの設置についてという質問でございます。一般家庭に対する質問ではございませんでした。したがってそういう質問があるとは想定しておりません。もちろん用意もしておりません。端的に言うとなんかそういう話でございますので、ぜひ今後こういったところまで2回目の質問が及ぶというのであれば、やはり質問の件名、題名ですか、これをやっぱりもう少しそちらにも質問が向かうよということをお知らせいただければ私たちもしっかり準備をさせていただくということになるかと思っております。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） そういうようなことだからますますおかしくなるんです。だって石原議員が先に質問してるじゃないですか。個人の家庭に対する質問。だから石原議員に答え出してるのに私に何で答えられないんですか。そういう矛盾が次々に出てくるわけです。自衛隊に対する質問だって、これは掘り下げた具体的な質問で結局用意できてなかったわけです。だから時間貸してくれという話です。さっき休憩時間に職員来て答弁内容どうすればいいんですかって打合せして帰っていったんです。答弁しようと思うのであれば、そこまで誠意を持って努力すべきなんです。エアコンの問題でしたら議員からあれだけの質問出てるわけですから、私が通告外質問をやったとしても、あなたは2回目に質問してくれれば答えるんだと言ってる以上は、それとの関連で答えたらいじゃないですか。全く何も用意してない、突然まっさらの問題を出したわけじゃないです。詭弁は通用しないということ強く申し上げておきます。

○7番（真柄克紀君） 議事進行。

○議長（平澤 等君） 真柄議員。

○7番（真柄克紀君） 今のは議事進行の中でのやりとりですよ。

○議長（平澤 等君） そうです。

○7番（真柄克紀君） これはいつまでも議事進行ということでこういうやりとりって認められるんですか。まずそれ一つ。それと今これだけの質疑とかやりとり聞いてましても、先ほど議長のほうにも私あれしましたけども、これでまたこれ以上時間かけて、それこそユーチューブも含めてあれですから、きちんと議長の責任において議長と対等者の議論でもいいですし、議運でもいいですけど、そういう形で整理して進んでくれないと進まないと思います。今のままでは、現実問題として議長がどこのどの点を問題点として、これを進めるのかということもよく見えません。ですからまず議事進行をどのように進めるかってことと、それから一般質問の今まで

の慣例等を含めて、これからの在り方も含めていい機会ですから、それであれば必要であれば議運で検討するのも大事だと思います。そういう作業をしてきちんとした形で臨んだほうが、それこそ市民の負託に応えられるんじゃないですかと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） ただいまの真柄議員の発言重く受け止めます。今、膠着状態の中の質疑が続いています。これはあくまでも菅原議員の議事進行に対する発言に対するやりとりというふう理解いたします。ここで議事の進行にあたっていろいろな面で協議をしなきゃならないなっていう感じは私持っています。非常に今回の一般質問の内容の在り方について、そしてまた今回の解決する方法について議会運営委員会を開いていただき、この議事の進め方について決めていただきたいとこのように思います。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 私は会議をいたずらに長引かせるつもりはありませんから、議長はこの質問をこれで控えると、議長判断を示していただければ次の質問に進みます。それは構いません。これまた議運やっていったら長々かかって今日終わらないんじゃないですか。

○議長（平澤 等君） ただいま質問者の菅原議員から提案ございました。今回の件については、後日また何かの機会に十分検討し、対応を協議し皆さんと決定していくというふうなことで問題提起という形の中で、今の7問目の質問については、これで終わってよろしいというふうなことで発言がございましたので、菅原議員の一般質問7問目についてはただいまをもって終わります。

次に菅原議員の8問目の質問に移ります。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 瀬棚区海岸方面の避難場所と避難路の新設計画についてお尋ねいたします。町長であります。瀬棚区海岸方面の現在の避難場所は海拔が低く安全性に問題があります。裏山への避難路と避難場所の確保が必要であり早期の実現を求めます。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは菅原議員8問目の質問にお答えをいたします。

現在、瀬棚区沿岸の津波対策は、概ね数十年から百数十年に1回の頻度で発生するレベル1に相当する南西沖地震と同程度の津波には十分耐えうる高さで海岸擁壁等については整備済みであります。しかし現在、北海道が公表している概ね数百年から千年に1回程度の頻度で発生するマグニチュード7.9のレベル2に相当する津波に対しては、瀬棚区市街地を除いた海岸地区における7箇所の避難場所に対応ができていない状況でございます。レベル2の防災対策上では1番目に安全な場所に避難をして自ら命を守ることが最優先されますことから、現状では海岸地区の避難場所のない皆様には裏山に自ら避難していただくという対応になります。本年7月12日の町の総合防災訓練で島歌地区町内会の自主防災組織が避難訓練において、現在、避難場所に指定されていないレベル2の津波から安全である島歌林道に避難訓練を実施したケースがありました。今後はそうしたことも踏まえ、安全な避難場所を有していない地区の皆様と避難路等に

ついて改めて協議を重ね、安全な場所の選定を進める必要があると考えているところであります。その中で必要に応じた避難路等の整備について検討してまいります。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） ただいま町長から低いところは検討しているという明快な答弁がございました。速やかに立案、練り直しという問題を提起したいと思います。これは平成28年12月8日、町民の皆様へ、指定避難場、福祉避難場、指定緊急避難場所の指定についてという資料が手元にあります。単に瀬棚区の海岸地域に限らず再検討の余地がある場合には、視野を広げて検討していただくということが必要だろうというふうに思います。再質問でこれも通告にはございませんけれども、関連しておりますから合わせて指摘をしておきたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。これは通告の範囲内であるというふうに考えて答弁をさせていただきます。国のほうは今回いつ起きてもおかしくない地震として、千島日本海溝巨大地震が特別強化地域として令和5年5月30日に指定をされました。それに伴って避難施設等の建設に国の補助が入ることになったところでございます。しかし日本海については、まだそういう状況にはなっておりませんので、私たちとしては、しかしながらそういった状況が起こったときに十分対応できるようにということで、これから地域の皆さんとよく相談させていただいて防災組織などの、これもこの設置の組織化が遅れておりますので、こういった部分をしっかり進めさせていただきながら、地域と一緒にやって対応してまいりたいというふうに思っております。当面レベル2という7.9程度の大きな地震の対応につきましては、ハードでの整備というのは国もできないという状況になっておりますので、安全な場所に自ら避難をするということになるかと思っております。いわゆる自助ということでございますが、そういったことに速やかに取り組めるような体制を町としてもこれから住民の皆さんとよく相談をして対応してまいりたいということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 町長、私の8問目の質問は、瀬棚区海岸方面の避難場所と避難路の新設計画についてなんです。再質問したのは、それ以外の場所の問題を質問したんです。よく通告の範囲内だという広い判断をしていただけでしたね。その時点で言えばエアコン問題についても答えが出たんじゃないですか。

それで9問目の質問に入ります。5年間で43兆円の大軍拡の財源を捻出する軍拡財源確保について町長にお尋ねいたします。

①211通常国会で通過した5年間で43兆円の大軍拡を行うための防衛力強化資金を創設する軍拡財源確保法について、医療や年金への影響、増税の危惧、子育て、少子化対策の財源への影響などの懸念が指摘されています。町長はどのように考えますか。

②この法律は敵基地攻撃能力保有と一体のもので憲法9条はもちろん、自民党政府が掲げてきた専守防衛さえ踏みにじり、戦後日本の平和国家としての在り方を根底から覆すものと考えます

が町長の見解を伺います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをさせていただきます。

軍拡財源確保法については、いわゆる防衛力財源確保特別措置法でございますが、これについては衆参両議院で審議後、本会議で可決されたものでございます。その際には5年間で43兆円の財源確保についても審議されておりますが、現段階におきまして、せたな町に關係する財源への影響、議員おっしゃいましたような財源の影響については示されておられませんので、判断しかねる状況でございます。

菅原議員の2点目の質問にお答えいたします。国の安全保障政策、外交等の方針やそれに係る法律については、政府又は国会で審議及び決定されるものと考えますので、この町議会の一般質問の場で私の見解については控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 議員。

○11番（菅原義幸君） 私この種の問題で質問申し上げるのは、おそらく合併して新議会になってから初めてだと思うんです。町長一体どういう答弁するかなといういろいろ想定しておりましたが、ほとんど見解を表明できなかつた。これは私の想定の範囲内の答弁であります。大変残念だということを申し上げておきたいと思えます。まず1点目の問題ですが、これは地方の政治にとって大変大きな影響のある財源法なんです。それが根拠を示していないので別に判断しかねるということであるならば、私は地方自治体の首長として大変情けない限りだなというふうに思います。長々と議論するつもりはございませんけれども、軍拡財源確保法案で創設する防衛力強化資金について申し上げますと、例えば国立病院機構と地域医療機能推進機構、これはJCHOでありますけれども、積立金を外国為替特別会計などの繰越金、国有財産の売却の税外収入、約3.4兆円を貯め込み、用途を軍事費に限定して数年度にわたって防衛省が自由に使える内容になっております。本来、医療や年金に回す病院積立金の流用には現場からの疑問の声も上がっております。それだけではありません。結局最後は消費税に頼って国民に大きな負担が返ってくる。福祉や教育を削って軍事予算のほうに回っていく、それは目に見えております。そういうときに地方自治体の首長としてこのような見解であれば誠に寂しい限りだということを率直に申し上げておく次第であります。それから防衛問題は国の問題だから、要するに発言は控えたいというようなことなんです町長。論評はしませんということなんです町長。しかし防衛問題は、ただ単に国会で議論すればいいという問題でないです。直接、全ての国の国民の明日の命運にかかってくる問題なんです。私一つだけ申し上げておきますが、この軍拡財源確保法というのは、敵基地攻撃能力の保有と一体の軍事力強化のための財源確保という性格持ってるんです。敵基地攻撃能力の保有というのは何かというと、敵から攻撃される前に適の基地を叩いてしまおうと、基地だけでなく、政府のあらゆる機能も含めた壊滅的な打撃を与えてしまおうという先制攻撃の議論なんです。そういたしますと必ず反撃を呼びます。そのことによって限りなく日本が戦争の危険に巻き込まれていく大変物騒な理論なんです。憲法9条は、その成り立ちが2つあります。

一つは交戦権否認であります。要するに戦争は絶対やらないんだと。これが第2次世界大戦からの教訓なんです。それから2つ目には軍事力を持たない。この2つなんです。これに真っ向から反する構想が敵基地攻撃能力保有という、今岸田内閣が血眼になって進めている政策です。しかもこれはアメリカ、バイデンの再々による呼びかけの中で起きてきている問題なんです。これしゃべると相当長くなりますからこれ以上言いませんけれども、いずれにしましても軍拡財源確保法は戦争の危険をさらに進めるのが一つと、国民の生活、非常に否定的な影響を与えることが一つ、こういう側面を持っておりますので、地方自治体の首長としても十分国策を研究なさって、我が町、我が町民をどのように守っていくのか。住民の福祉、幸せのために首長としてどうあるべきか、十分ご研鑽をいただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 議員の質問を聞いておまして、私としても、もう少し勉強をしなければならぬなというふうに感じて聞いていたところでございます。現在、ウクライナなどの国際情勢や日本が置かれている状況では、隣国でミサイル発射を乱発する北朝鮮や中国などの軍事的な脅威にさらされ、昔の状況とは比較にならないほど厳しい状況にあると判断されるところでございます。こうした状況を受けて国会においては十分議論され、もちろん反対の方もおりましたが、多数の議員の賛成によって成立した法律に対して、私としては安全保障の専門家でもございませぬし、答弁のしようがないというのが正直なところでございます。この質問に対しては、私の裁量の範囲を超えているというふうに感じておりますので、この程度の答弁にさせていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） この程度にしてくれとおっしゃっているわけですから、今日のところはこの程度にとどめたいと思います。この議論は今後町長、自由闊達にやりましょう。地方自治体を守っていく上で避けて通ることのできない基本的な議論になっているんです。私も大いに勉強し、研究し、地方議員としてどうあるべきか研鑽に努めますが、町長にも真摯な対応を今後求めてまいりたいというふうに考えます。

それで最後の質問に移ります。マイナンバー法など改正関連法の成立に伴う健康保険証の廃止について町長に伺います。

①当町におけるマイナンバーカードの最新の取得数、取得率を伺います。誤交付や誤登録数についても明らかにしてください。

②岸田政権は、マイナンバーを巡るトラブルの発生や国民の反対の声にも拘わらず、来年秋の健康保険証の廃止とマイナンバーカードの一本化を強行しようとしています。これまでに岩手県議会では健康保険証廃止の中止を求める意見書が可決され、神奈川県と県内の33市町村も国に対して新たな事務負担や混乱が生じないようにすることなど6項目の要望書を提出しています。町長はどのように考えていますか。

③町長は、健康保険証の存続とマイナンバーカードへの一本化の中止を国に求める考えはあり

ませんか。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは最後10問目の質問にお答えさせていただきます。

1点目でございますが、せたな町のマイナンバーカードの交付者数は本年8月末時点で5,368人、交付率は75.1%であります。誤交付や誤登録数については確認されておりません。

2点目の質問ですが、国においては来年秋に健康保険証を廃止してマイナンバーカードに一体化する方針については、当面維持するが、さらなる期間が必要と判断される場合には必要な対応を行うとされました。更に現行の健康保険証の廃止は国民の不安払拭のための措置が完了することが大前提、国民に選ばれるマイナ保険証にしていくことに全力を尽くすとされております。町としては、こうした国の方針に注視しながら国において国民に混乱が生じないよう説明責任を果たしていただきたいと思っております。また全国町村会においても、神奈川県とほぼ同様なこととございますが、マイナンバーカードと健康保険証の一体化にあたっては十分な財政措置、必要な情報を速やかに提供すること、国民に対し必要な手続きに関する周知を図ることなど、本年7月に国に対して要望しているところであります。

3点目の質問ですが、健康保険証の存続とマイナンバーカードへの一本化の中止について国に求める考えはございません。町としては、安心して全ての患者の方々が受診していただく環境を維持するとともに、より良い医療を受けることができるようデジタル化を進めていくことが重要と考えますので国の方針に基づき適正に執り進めてまいりますこととご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） ただいま町長は、国に対してマイナンバーカードの一本化中止、健康保険証存続、これについて全く後ろ向きの答弁をされました。これも大変残念だと申し上げておきます。マイナンバーカードの一本化は次のような矛盾があります。マイナンバーカードと一体化した健康保険証への他人の医療情報の誤登録、マイナンバー保険証での本人確認不能による窓口の10割負担請求、医療費や投薬などの医療情報の第三者の閲覧、診療を受けずに帰宅したケースの発生など命に関わる深刻なトラブルが続発しています。その他マイナンバーカードをめぐる本人以外の公的年金の受取口座の誤登録、他人の年金記録の閲覧、障害者年金手帳の誤登録などトラブルは多方面で多数に及んでおり、個人情報の漏洩という重大な問題も発生しています。政府はマイナンバーカードを持たない人のために発行する健康保険の資格確認証の有効期間を1年から5年以内に延長することや本人の申請なしでも発行する方式を検討していますが、それならば保険加入者全員に送られる現行の健康保険証を存続すれば済む話であります。現行の健康保険証が廃止されれば、任意であるはずのマイナンバーカードの取得が事実上義務化され、マイナンバーカードを持たなければ保険診療の受診が困難になり、国民皆保険制度の根幹が破壊される危険性があります。以上のことから、私は改めて国民の命に係る来年度秋の健康保険証の廃止を求め今後も存続すること。マイナンバーカードへの一本化を注視して白紙から見直すこと。これ

を町長にしっかりと認識し我が町の基本方針にぜひ据えていただきたいということを申し上げて再質問を終わります。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。我が国はデジタル社会への対応が遅れていると言われております。ミスが出たから、あるいはトラブルが出たから中止という考えには賛成しかねます。課題があればそれを克服し前に進めるということが大事だと考えております。高齢者の中には新しい制度への不安があるということも承知しておりますが、スマホやカードの利用も増え、アナログからデジタルへと社会は急激な変化をしており、これは避けて通ることのできないものと理解していただきたいと思っております。町としては、そうしたミスやトラブルこれらにしっかり出ないように対応して、町民のこのマイナンバーカードの普及に取り組んでまいりたいと考えておりますことで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原議員の一般質問を終わります。

1時間経ちましたので4時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時57分

再開 午後 4時10分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

◎日程第6 議案第1号

○議長（平澤 等君） 日程第6、議案第1号令和5年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に9,348万4,000円を追加し、補正後の予算総額を89億5,250万5,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、住宅リフォーム等助成金、出産子育て応援交付金事業費これは令和5年度分でございます。準用河川最内川河岸復旧工事、スクールバス安全装置整備事業補助金など行政執行上、当面必要とする経費について補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせまして地方債の変更2件をお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） それでは内容についてご説明いたします。

はじめに議案その1の5ページでございます。第2表地方債補正からご説明いたします。変更する臨時財政対策債については、発行可能額の確定に伴い限度額を減額、防雪柵整備事業債は、補助対象事業費の精査により増額をするものでございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。それでは別冊の補足資料によりご説明いたします。既にお目通しをいただいているものと思いますので説明は簡潔にさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは歳出からご説明いたします。補足資料の2ページでございます。議案その1では12ページからとなります。2款総務費、1項総務管理費、6目基金管理費161万8,000円の追加は、24節積立金、北海道曹達株式会社の有価証券売却代金を財政調整基金へ積立てするものでございます。12目地方創生推進事業費100万円の追加は、11節役務費、通信運搬費で都市部に住んでもせな食堂事業にかかる郵券代の追加、財源振替については、企業版ふるさと納税による寄附がありましたので、寄附者の意向により産業等活性化補助金に充当するため振替をするものでございます。18目諸費1,027万5,000円の追加の主なもの、18節負担金補助及び交付金、住宅リフォーム等助成金1,000万円で見込みより申請件数の増加が見込まれるため追加するものでございます。次は目の追加で22目、出産子育て応援交付金事業費令和5年度分121万1,000円の追加の主なものは、18節負担金補助及び交付金115万円が出産、子育て応援交付金でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1,074万9,000円の減額の主なものは、27節繰出金、介護保険事業特別会計繰出金でございます。5目障害者福祉費1,629万円の追加は、22節償還金利子及び割引料、過年度国庫負担金返還金1,086万円、過年度道費負担金返還金543万円で令和4年度分の精算による返還金でございます。7目老人ホーム運営費678万6,000円の追加は、10節需用費、修繕料で三杉荘の空調機などを修繕するものでございます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費151万3,000円の追加の主なものは、22節償還金利子及び割引料、子ども、子育て支援交付金国庫返還金119万9,000円でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費1,656万8,000円の追加の主なものは、17節備品購入費154万円は視覚検査、屈折検査機器1台の購入、27節繰出金、簡易水道事業特別会計繰出金1,481万円でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費174万3,000円の追加の主なものは、18節負担金補助及び交付金、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金170万3,000円、5目農地費247万5,000円の追加は、10節需用費、修繕料で豊岡排水機場自家発電機冷却水漏水修繕などを行うものでございます。

3ページでございます。7款1項共に商工費、3目観光施設管理費221万1,000円の追加の主なものは、10節需用費、修繕料で真駒内ダム公園外周排水路修繕及び道の駅てっくいらんど大成外壁修繕を行うものでございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費749万6,000円の追加は、10節需用費、

修繕料600万円の追加、12節委託料、町道用地確立測量業務149万6,000円は、町道西海岸線瀬棚区の用地を確定させるものでございます。2目地方道改修事業費、14節工事請負費については、町道花畑線防雪柵新設工事の財源振替でございます。3項河川費、1目河川維持費720万円の追加は、10節需用費、修繕料430万円、14節工事請負費、準用河川最内川河岸復旧工事でございます。6項下水道費、1目下水道整備費1,539万2,000円の追加は、27節繰出金、公共下水道事業特別会計繰出金でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費169万9,000円の追加は、18節負担金補助及び交付金、スクールバス安全装置整備事業補助金でスクールバスに置き去り防止装置を取り付けるため補助するものでございます。1項小学校費、1目学校管理費106万9,000円の追加の主なものは、17節備品購入費、久遠小学校舞台幕一式を購入するものでございます。3項中学校費、1目学校管理費545万5,000円の追加の主なものは、13節使用料及び賃借料、スクールハイヤー使用料540万円でございます。5項保健体育費、2目体育施設管理費102万1,000円の追加は、10節需用費、修繕料でせたな町民体育館カーペット貼替修繕及び大成スキー場第1リフトモーター修繕でございます。

これらに係る主な歳入であります。戻りまして資料1ページでございます。議案その1では8ページから11ページまでとなります。10款1項1目共に地方交付税824万円の追加は、1節地方交付税、普通交付税で財源調整でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金1,823万7,000円の減額は、1節社会資本整備総合交付金、町道防雪柵整備事業交付金で補助対象事業費の精査によるものでございます。

15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金174万3,000円の追加の主なものは、1節農業費補助金、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金170万3,000円でございます。

16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金124万9,000円の追加は、1節利子及び配当金、有価証券等運用収入でございます。

17款1項共に寄附金、1目、ふるさと応援寄附金140万円の追加は、2節企業版ふるさと納税で2件の企業版ふるさと納税がありましたので、寄附者の意向により産業等活性化補助金へ充当するものでございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、7目地域振興基金繰入金100万円の減額は、1節地域振興基金繰入金、防災マップ作成業務充当の財源を振り替えるものでございます。

19款1項1目共に繰越金7,983万5,000円の追加は、1節前年度繰越金で財源調整でございます。

20款諸収入、4項1目共に雑入477万1,000円の追加の主なものは、1節総務費雑入で、いきいきふるさと推進事業助成金100万円と冬季節電プロジェクト節電達成特典131万6,000円でございます。

21款1項共に町債、1目総務債480万円の減額は、1節臨時財政対策債で発行可能額の決

定によるもの、5目土木債1, 820万の追加は、1節道路橋梁事業債、防雪柵整備事業債1, 820万円で財源振替でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○1番（石原広務君） 補足資料の3ページ、小学校費のところを確認させていただきたいんですが、久遠小学校舞台幕一式、寄附金を活用し久遠小学校舞台幕を購入すると。この寄附金について先ほど説明を聞き逃してれば別なんですけど改めて確認させください。

○議長（平澤 等君） 古畑事務局長。

○教育委員会事務局長（古畑英樹君） 寄附金については、令和3年12月27日に児玉さんからいただいたものがありまして、それを実はまだ22万6,000円ほどしか使ってなくて、その繰越分というか、その寄附金分を今回の幕に充てるような形にさせていただきました。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） その辺の詳細というか、ぜひ子供達や父兄にも伝わる形で学校を通じてですけど、教育委員会でもそういった周知するようにご指導いただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 古畑事務局長。

○教育委員会事務局長（古畑英樹君） そのように学校運営協議会、CSなどを通じて周知をしたいと思います。学校だよりも含めて学校のほうにはそのように伝えたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 真柄議員。

○7番（真柄克紀君） 議案その1、14ページ、老人ホーム運営費でお聞きしておきたいんですが、これ修繕料ということで約一般財源678万6,000円、これ大変大きな額でございますし、ただこの修繕の中身についてまずお聞きしたいのと、それからなんか空調とか言いましたが、故障する前にそういう形のチェックするような形の体制というのが必要で、出来ていたのか、それともそのままマニュアルどおりきてそういう形で壊れてしまったということか、それについて各建物についての備品も含めた管理についてどのように進められているのかということも合わせてお願いしたいと思います。それと三杉荘まだ10年ぐらいかかってないと思うんです。そういう点からやっぱりこれだけの金額の故障と大変大きなものがあると思うので、その辺についてのチェックの仕方等についてもどのように今進めておられるのか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 西田三杉荘所長。

○三杉荘所長（西田良子君） まずこの修繕料の内容についてなんですけれども、今年5月25日に居住棟の空調機の1台が故障したのになります。居住等の部分に係るところは、食堂、娯楽室や医務室、支援員室、入所者の方の居室が3部屋入ってる内容となっております、現在その故障した1台を切離して運転しております。この故障の原因というのが、屋外にし設置してお

ります室外機があるんですけれども、塩害だとか、あと圧縮機電気部品の摩耗によって故障して運転不能となった原因となります。実は2月8日にも同じような形で管理棟、事務室だとか警備員宿直室が入っている管理棟の空調機が故障しまして、そのときは3月補正で予算計上させていただいてもう修繕終わっております。三杉荘は平成30年10月に改築しまして今年5年目を迎えようとしているところで、確かに機械の故障が早いのではないかっていうふうに思われるかと思うんですけれども、機械の耐用年数何年というものはなくて、運転の時間が2万時間を機械の更新の整備目安としております。今2月に故障した内容も5月に故障した内容も運転時間2万時間を超えている状況でございました。それらのチェックにつきましてですけれども、保守点検業務というのを行っております、改築当時の施工業者さんのほうに委託して維持管理を実施しているんですけれども、その中で運転時間などについてはチェックしてきていただいている状況でございます。今回の故障の部分の機械については2万時間を超えていますねっていうことで整理されております。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 真柄議員。

○7番（真柄克紀君） 要するに町の管理チェックとしては業者に委託しての範囲の中の報告を受けないとチェックのしようがないというふうに今判断するんですが、ただいずれにしても5年という中で、その管理が町の担当の管理がどうこうじゃないんですけど、こういう形でしかもこの夏になるとなると、これ少しその業者メンテチェックに関しても少し考え方を変えていく必要も出てくるんじゃないかなと、私そんなふうな気がして今ちょっと提案してるんですが、ということは、いろいろなメーカー等も含めて管理会社がどういう知識の中でやってるかわかりませんが、もしそういうことであれば事前に早め早めの点検も含めてやるとか、そんな運用の仕方を考えていかないと、しかもこれ保険対応にはならないってことだねそしたら。となると一般財源もそうですし、なおかつ利用者も相当不便な形を強いられることとなりますので、町側にはその辺の今の建物だけじゃなく、いろいろなシステムの管理については、前回の補助ですけど大成のほうでもスプリンクラーの凍結管理とかでもありましたので、その辺についてきちんとやはり1回そういう管理の在り方等について検討する必要があるんじゃないかと思っておりますので、その辺について町側の考え方をお示しいただければありがたいと思います。

○議長（平澤 等君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今のご質問につきましては町有施設全般についてのご質問かというふうに思います。それで故障につきましては突発的なもの、あるいは耐用年数が過ぎて今回のようなもの、いろいろそういった故障があるというふうに思いますけれども、1番大事なのはやはり施設の管理、維持補修、こういったことが1番大事だというふうに思います。そして施設を利用される町民の皆さんに迷惑かからないようなことで、これからも施設の維持あるいは点検をしっかりやっていきたいというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 真柄議員の質問は最初は三杉荘のことと、あと大成の老人ホームも関連

して今副町長が答弁されたんですけど、大成のほうは慈恵会が運営する長生園のことなんです。その管理も含めて町がするというような答弁だったんですけど、そこを確認させてください。

○議長（平澤 等君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 聞きづらかったら申し訳なかったんですけど町有施設というふうに申しあげましたので、そういうふうにご理解をお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） そこがきちんとう、確かに町有施設と使っていたのは、私も確認するまでもありませんでした。説明資料の2ページ、これ先ほど一般質問の中で結構な時間を要したんですが、この住宅リフォーム助成金1,000万円、要は当初の見込みより申請件数の増加が見込まれるためと補正してくるんですが、これ担当のほうで今改めて聞かせていただくんですが、リフォーム助成30万以上、その中で助成を利用するにあたってエアコンが対象になるというのを、業者あるいはその町民がどこまで周知しているかというのをどういうふうに捉えているか。雑駁なところで結構ですお聞かせいただきたい。

○議長（平澤 等君） 阪井まちづくり課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） ただいまのご質問でございますが、住宅リフォームの制度といたしましては、建物の屋根外壁、直接建物に関わる部分、それと設備という形です。ですのでその設備の中に暖房ですとか、それからエアコン、今回の一般質問にも出ましたエアコンも入っているということで、そこが業者のほうにどれだけ浸透しているかはちょっと聞いてみないとわからない部分もありますけれども、一応その中には入っていると。それとあと外構工事、附属する車庫ですとか、それからアスファルト工事こういったものをリフォーム全般でやっていただくというような内容になっております。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） というのはエアコンに関しては、これに関連してどこまで設置数が増加したとかというそういったその数字というのは押さえてないというふうに返すんですが、改めて確認させてください。

○議長（平澤 等君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） 年間200件程度の申請があります。正直に言いますと今押さえてる数字はございません。ですのでちょっと調べてくれと言われたらこれからちょっと調べたいなとは思いますが、で今後これからどれくらいエアコンに対して設置が出てくるかわかりませんが、その辺も含めて今一度広報のほうをさせていただければというふうに考えますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 今後のことになるんでしょうけど、今回も当初の見込みより申請件数の増加が見込まれる。これ今後もこういった状況になろうかと思うんですが、一度使ったら2回目使えないということも含めて柔軟な対応を、これは今後の検討課題として捉えていただきたいということと、町長これに関連して担当のほうではリフォ

ーム助成に関しては、それなりの数字はつかんでいないと。私の一般質問に関して相当数エアコンの設置は相当数進んでるんだと。何かその根拠になる数字を町長が押さえてるのであれば、要は自賄いでやった部分もあろうかと思うんです。それなりの数字何か押さえてるのであれば、改めてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） この住宅リフォーム事業につきましては、ご承知のように1年延長して対応させていただいております。こういったことでそろそろ完結という状況になるのではないかというふうに思っておりますが、リフォームにかかわらずエアコンの設置については個々に対応している部分もありますので数字としては押さえているわけではございません。ただ議員の皆さんもいつもおっしゃられるように、多くの町民という言葉をよくいただきますが、それと同じように多くの住宅で設置されているというふうに認識はしているところでございます。

○議長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

大湯議員。

○10番（大湯圓郷君） リフォームの件でお尋ねします。今1,000万くらいリフォームで支出していますが、町長、前年度の残りが今年に来たと、大工さんが手余しして今年につないでくれという方法で追加申請という話、余った部分を今年で納めるという話でお話聞いておりました。こういうことはいいんですけれども、いつが閉めるのか、あるいはまた今回も希望者がたくさんいて、もう大工さんあるいは機械設備屋さんがどうにもならないから来年もってという話になるのかなあということに関しては、町長どういうふうな答えを出すかなと、いつまでもずるずるずるずるっていくのも町民は喜びかもわかんないけども、町にも出すお金も限度があると。そこら辺のことを少しお考えになって町民には厳しい結果を生むかもわかりません。しかしそういうふうにしなればという気持ちになりますけれども、それはどういうふうになるかは町側の答えでよろしいです。お聞かせください。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これ議員ご承知のようにそういう状況が昨年度ございましたので、1年延長させていただきますということで議会に予算を通していただいたところでございます。したがって、もうそろそろと先ほど答弁差し上げたとおりでございます。いろいろまだまだ様々な要望もございまして、そういったものも次準備をしていかなければならないという状況にありますので、それを改めてまた新年度予算の中で整理をさせていただきますが、そのときはまたよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 大湯議員。

○10番（大湯圓郷君） 今の町長のお答えでは柔軟的に考えているってことに、来年度も柔軟的なことも考えてますというようなことじゃないですか。終わりということですか。終わることですね。わかりました。

○議長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

真柄議員。

○7番（真柄克紀君） すいませんもう1点だけ、これ中学校費ということ私も産業教育の委員になったんですが、この予算の説明の時点ではまだ立場でございませんでしたので、申し訳ないけど教えていただきたいと思いながら質問させていただきます。学校管理費中学校、この予算私ちょっと見てみまして当初予算3,451万6,000円ですよね。ちょっと決算の関係去年見たら去年の当初予算かなり多く見てるんです。それで最終的に今のスクールハイヤーの補正予算、去年と同等の予算で見ればここで補正を組む必要があったのかどうかということも含めてちょっとお聞きしたいのと、あと補正自体はやはりできるこういうまだ8月の段階でこれだけのタクシー補正っていうのも出てくるってことは、これで最終的な予算でいくと1,421万見てるってことになりますよね。ただ去年から見たら活動も含めてそれから高騰費等も含めていろいろ上がっていく中で、この範囲の中で間に合うという前提なのか、それともまた補正が出てくる可能性があるということなのかも含めて、それと同時にこの使用料の載せ方、こういう形で運用でいいのかどうかと。であれば現場の先生方含めた中で常にやはりその運用に心配しながらという予算、窮々になりながらも作業してるとすれば、これも大変合理的でないかと思しますので500何万がどうこうじゃないですけど、そういう形で予算を組んでいくのが妥当なのかも含めて見解をお聞きしたいと思います。

○議長（平澤 等君） 古畑事務局長。

○教育委員会事務局長（古畑英樹君） この関係については、もう謝るしかないんですけども、当初の予算400万円というのは過少過ぎたということです。それとあと、コロナが5類になりまして部活動も平準化になりました。その中で増えていく部分も本来考えなければならなかった中で、540万円今回もう既に年度全てで見込んで、この分だけ足りないということで540万円足りるだろうっていう年間の補正のお願いでございませう。

○議長（平澤 等君） 真柄議員。

○7番（真柄克紀君） それは教育委員会というより理事者との協議の中で最終的にこの予算を400万円のタクシー予算で決めた。私もどう見てもえっと思いながら、ただこんな中間で、しかもまだ4、5、6月の段階でこれだけの補正を組まなきゃならない、完全に予算ミスじゃないですか。みんなに迷惑かけることになるんじゃないですか。これについて町長も理事者もどういう考え、これ最終的に予算決定したのは教育長であり理事者です。して今言うようにこんな数字で現場に提供されたら現場は窮屈になるの決まってるじゃないですか。これ私、誰からも言われたわけじゃないですけど数字見て、こんな不親切な予算の組み方っていかがなものかと。あえて心配するんで、その子供達にも迷惑かけるとなるんで、今後のこともあるんでこれについてはきちんとした明確な考え方を示していただきたい。

○議長（平澤 等君） 教育長。

○教育長（小坂橋司君） 今回のこの予算につきまして本当に真柄議員のおっしゃるとおりでございまして、うちの教育委員会としての計上ミスでありまして、本当にこの時期に予算を出すというのは本当に恥ずかしい話でありますので、以降十分気をつけていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 誠に申し訳ございません。今後このようなことのないようにしっかり指導してまいりたいというふうに考えております。

○議長（平澤 等君） 真柄議員。

○7番（真柄克紀君） この後、まだ決算か何かの中で予算の在り方についてはいろいろ議会のほうも検討していかなければならない課題だとして受け止めます。ただ事務局長、ぜひこれに合うんだと言いながらも、やはりいろいろな活躍も含めてどんどん需要は膨らんでますので、その辺が出てきた場合には早め早めにきちんとした理由づけをして予算確保することも必要になってくると思いますので、その辺も含めて情報を密にしながらスピーディーな形で理解できるような対応、子供達それから社会活動に対してお金かけるなど言ってるわけではございませんので、十分にそういうことを頭に置きながらそういう事業を進めていただきたいと思います。お願いいたします。答弁あればいただきます。

○議長（平澤 等君） 古畑事務局長。

○教育委員会事務局長（古畑英樹君） 大変申し訳ございませんでした。今後、子供達に迷惑かからないように子供のための予算なので、そこら辺はしっかり管理していきたいと思っております。

お願いします。

○議長（平澤 等君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎延会宣告

○議長（平澤 等君） お諮りいたします。

以上で本日の会議はこれで閉じ、以後の議案審議は明日再開し行いたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会は本日で閉じ延会することに決しました。

なお明日は午前9時55分までに当議場にご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。
大変ご苦勞様でした。

延会 午後4時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年10月31日

議 長 平 澤 等

署名議員 石 原 広 務

署名議員 梶 田 道 廣

令和5年第3回せたな町議会定例会 第2号

令和5年9月20日（水曜日）

○議事日程（第2号）

- 1 議案第 2号 令和5年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 2 議案第 3号 令和5年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 3 議案第 4号 令和5年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 4 議案第 5号 令和5年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 5 議案第 6号 令和5年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 6 議案第 7号 令和5年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第 8号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について
- 8 同意第 1号 せたな町教育委員会委員の任命について
- 9 同意第 2号 せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 10 同意第 3号 せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 11 同意第 4号 せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 12 報告第 1号 令和5年度健全化判断比率の報告について
- 13 報告第 2号 令和5年度公営企業資金不足比率の報告について
- 14 認定第1号から認定第11号を一括上程
〔令和5年度各会計決算に関する提案説明〕
〔決算審査特別委員会設置・正副委員長互選〕
- 15 意見書案第1号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
- 16 意見書案第2号 健康保険証の存続と、マイナンバーカードへの一本化の中止を求める意見書
- 17 発議第 1号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務継続調査の申し出について

○出席議員（12名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 石原 広務 君 | 2番 梶田 道廣 君 |
| 3番 藤谷 容子 君 | 4番 福島 豊 君 |
| 5番 横山 一康 君 | 6番 本多 浩 君 |
| 7番 真柄 克紀 君 | 8番 熊野 主税 君 |
| 9番 吉田 実 君 | 10番 大湯 圓郷 君 |
| 11番 菅原 義幸 君 | 12番 平澤 等 君 |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高橋	貞光	君
教育委員会	教育長	小板橋	司	君
農業委員会	会長	原田	喜博	君
選挙管理委員会	委員長	大坪	観誠	君
代表監査委員		残間	正	君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木	正則	君
総務課長	原	進	君
まちづくり推進課長	阪井	世紀	君
財政課長	佐藤	英美	君
税務課長	濱登	幸恵	君
町民児童課長	高橋	純	君
認定こども園長	伊藤	悦子	君
保健福祉課長	増田	和彦	君
農林水産課長	吉田	有哉	君
建設水道課長	平田	大輔	君
会計管理者	杉村	彰	君
国保病院事務局長	西村	晋悟	君
総務課長補佐	中山	康春	君
まちづくり推進課長補佐	奥村	大樹	君
財政課長補佐	小林	和仁	君
税務課長補佐	長内	解人	君
町民児童課長補佐	黒澤	美知子	君
保健福祉課長補佐	浜高	正明	君
保健福祉課長補佐	水野	万寿夫	君
地域包括支援センター所長	長内	京	君
農林水産課長補佐	藤井	卓也	君
農林水産課長補佐	井村	裕行	君
水産種苗育成センター副所長	栄田	武志	君
建設水道課長補佐	鈴木	涼平	君
国保病院事務局次長	手塚	清人	君
総務課主幹	尾野	裕也	君

まちづくり推進課主幹	齊	藤	哲	章	君
財政課主幹	稲	船	洋	志	君
税務課主幹	小	林	朱	央	君
町民児童課主幹	三	浦	美	津枝	君
町民児童課主幹	山	川	彩	子	君
保健福祉課主幹	古	守	亜	珠	君
保健福祉課主幹	垣	本	利	子	君
地域包括支援センター主幹	今	川	勇	吾	君
農林水産課主幹	齊	藤		真	君
農林水産課主幹	油	谷	好	彦	君
建設水道課主幹	川	上	佳	隆	君
建設水道課主幹	吉	田	一	也	君
建設水道課主幹	高	橋	真	一	君
建設水道課主幹	大	野	秀	幸	君
出納室主幹	竹	内	亜	希子	君
国保病院事務局主幹	近	藤	智	博	君
地域生活係長	岡	島	讓	二	君
情報管理係長	又	村		智	君
商工労働観光係長	山	崎	英	人	君
障がい福祉係長	平	田	慎	太郎	君
農政係長	栗	城	惇	史	君
業務係長	池	田	裕	之	君

《大成支所》

支所長	中	川		讓	君
-----	---	---	--	---	---

《瀬棚支所》

支所長	河	原	泰	平	君
養護老人ホーム三杉荘所長	西	田	良	子	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	古	畑	英	規	君
次長	山	本		亨	君
次長	尾	野	真	也	君
主幹	藤	谷		希	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	丹	羽		優	君
------	---	---	--	---	---

次 長 佐々木 正 人 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記 長 原 進 君

書記 次 長 中 山 康 春 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局 長 上 野 朋 広 君

次 長 松 原 孝 樹 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局 長 上 野 朋 広 君

次 長 松 原 孝 樹 君

主 事 大 辻 省 吾 君

◎開議宣告

- 議長（平澤 等君） 皆さんおはようございます。
ただ今の出席議員12名で定足数に達していますので定例会を再開いたしました。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。
議案審議に入ります。

◎日程第1 議案第2号

- 議長（平澤 等君） 日程第1、議案第2号令和5年度せたな町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

- 副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に16万円を追加し、補正後の予算総額を1億6,609万5,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、27ページの歳出では4款1項共に諸支出金、1目保険料還付金において、出納閉鎖後確定した令和4年度分の還付金について補正をお願いするものでございます。

歳入では、雑入をもって収支の均衡を図ってございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（平澤 等君） 内容については提案理由の説明で、ご理解いただけるものと思います。
内容の説明を省略し質疑を行います。

（「なし」という者あり）

- 議長（平澤 等君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

- 議長（平澤 等君） 討論を終わります。
お諮りいたします。
本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

- 議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第2 議案第3号

○議長（平澤 等君） 日程第2、議案第3号令和5年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に2,475万6,000円を追加し、補正後の予算総額を11億8,463万円とするものでございます。

その主な内容でございますが、介護給付費負担金等返還金などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

増田保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田和彦君） それでは議案その1、34ページをお開き願います。歳出からご説明させていただきます。3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費1,431万円の減額及び2目包括的支援事業費（社会保障充実分）1,435万4,000円の追加は、補助対象となる職員の配置替えに伴います人件費の精査によるものでございます。

次に6款諸支出金、1項還付金及び還付加算金、1目第1号被保険者介護保険料還付金10万円の追加は、令和4年度過誤納付等による介護保険料還付金が発生したことによるものです。同じく2目償還金2,461万2,000円の追加は、前年度分介護給付費交付金負担金及び地域支援事業交付金の実績に伴う返還金であります。

これに伴う歳入でございますが32ページをお開き願います。1款保険料から7款繰入金、1項一般会計繰入金までは地域支援事業費の精査による増減でございます。

次に33ページ、7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護保険事業基金繰入金で10万1,000円を減額し、8款1項1目共に繰越金では、令和4年度繰越金2,481万3,000円を追加いたしまして収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3 議案第4号

○議長(平澤 等君) 日程第3、議案第4号令和5年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に17万円を追加し、補正後の予算総額を7,016万7,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、41ページの歳出では1款サービス事業費、2項認知症共同生活介護事業費、1目高齢者グループホーム管理費において修繕料の追加、4項1目共に居宅介護支援事業費におきましては、職員手当等の振替について補正をお願いするものでございます。

歳入では、一般会計繰入金をもって収支の均衡を図ってございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 内容は提案理由の説明で、ご理解いただけるものと思います。

内容の説明を省略し質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第5号

○議長(平澤 等君) 日程第4、議案第5号令和5年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に1,481万円を追加し、補正後の予算総額を3億3,572万7,000円とするものでございます。

その内容でございますが、工事請負費などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは議案の47ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、1目総務費、補正額16万円の追加は、22節償還金利子及び割引料におきまして水道使用料還付金の追加であります。

2款資本的支出、1項建設改良費、1目施設改良費、補正額1,465万円の追加は、14節工事請負費におきまして、老朽化し漏水している排水配水管の布設替として瀬棚区三本杉の配水管新設工事及び8月6日の落雷により故障した丹羽と若松地区の水道施設通信機器復旧工事に要する経費の追加をお願いするものでございます。

これに対する歳入ですが46ページになります。1款事業収入、2項営業外収入、2目他会計繰入金16万円の追加、2款資本的収入、1項1目共に他会計出資金1,465万円の追加はそれぞれ一般会計からの繰入金及び出資金であります。以上により収支の均衡を図ったものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 議案第6号

○議長（平澤 等君） 日程第5、議案第6号令和5年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に1,539万2,000円を追加し、補正後の予算総額を4億3,566万2,000円とするものでございます。

その内容でございますが、北檜山下水処理場の脱水機の故障に伴う対応経費などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは議案の53ページになります。歳出からご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、2目管渠費、補正額140万8,000円の追加は、落雷により故障したマンホールポンプ所通報装置取替に係る修繕料の追加であります。次に3目処理場費、補正額1,380万円の追加につきましては、10節需用費、修繕料では、処理場の小破修繕に係る費用として100万円の追加、12節委託料から14節工事請負費までの追加につきましては、北檜山下水処理場の汚泥脱水機故障により本復旧までの間、仮設脱水機により対応することとしたため、12節委託料では、仮設脱水機設置までの間の汚泥運搬業務に400万円の追加、13節使用料及び賃借料分では、仮設脱水機の借上料として330万円の追加、14節工事請負費では、仮設脱水機設置工事に係る費用を追加するものでございます。

続きまして2款資本的支出、1項建設改良費、1目下水道整備費、補正額18万4,000円の追加は、職員の時間外勤務手当の追加であります。

これに対する歳入でございますが52ページになります。1款事業収入、2項営業外収入、1目他会計繰入金1,520万8,000円の追加、2款資本的収入、2項1目共に他会計出資金18万4,000円の追加はそれぞれ一般会計からの繰入金及び出資金であります。以上により収支の均衡を図ったものであります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） これで質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第7号

○議長（平澤 等君） 日程第6、議案第7号令和5年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に78万円を追加し、補正後の予算総額を5,014万5,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、58ページの歳出では、1款電気事業費、1項電気事業管理費、1目一般管理費において、手数料と機械等借上料の追加について補正をお願いするものでございます。

歳入では、繰越金をもって収支の均衡を図っております。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 内容は提案理由の説明で、ご理解いただけるものと思います。
内容の説明を省略し質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。
お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第8号

○議長（平澤 等君） 日程第7、議案第8号北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その2でございます。議案第8号北海道市町村職員退職手当組

合規約の一部を変更する規約についての提案理由を申し上げます。後志広域連合の加入に伴い、規約の一部を変更する必要が生じたため本規約の一部を変更しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） それでは北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約についてご説明いたします。内容につきましては、北海道市町村職員退職手当組合に新しく後志広域連合が加入するため、それに関わる規約の一部変更について、地方自治法第286条第1項の規定により議会にお諮りをするものでございます。

3ページの新旧対照表によりご説明させていただきます。はじめに表の右側、旧の規約でございます。別表（2）一部事務組合及び広域連合でございます。区分、後志管内に新しく表の左側でございます。新規約では、後志広域連合を加えるものでございます。なお附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 同意第1号

○議長（平澤 等君） 日程第8、同意第1号せたな町教育員会委員の任命についてを議題といたします。

本同意について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 同意第1号せたな町教育員会委員の任命についてでございます。せたな町教育員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第

1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。住所は、久遠郡せたな町北檜山区久北檜山100番地31、氏名、吉野正博、生年月日、昭和41年10月6日、56歳でございます。

次の6ページに経歴等を記載してございますので、ご参照願います。

よろしく願います。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これから同意第1号の件を採決いたします。

この採決は会議規則第81条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（平澤 等君） ただいまの出席議員は11名です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に藤谷容子議員、福嶋豊議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（平澤 等君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検を行います。

（投票箱点検）

○議長（平澤 等君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件に対し賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。他事記載は無効、白票は否といたします。

ただいまから投票を行います。1番席から順番に議長席に向かって左側から投票し、右側から自席に着席してください。

それでは1番席、石原広務議員から順次投票願います。

（投票）

○議長（平澤 等君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

開票を行います。

藤谷議員、福嶋議員、開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長（平澤 等君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効はございません。有効投票のうち賛成 11 票、反対票はございません。以上のおり賛成多数です。したがって同意第 1 号せたな町教育委員会委員の任命については同意することに決しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

◎日程第 9 同意第 2 号ないし日程第 11 同意第 4 号

○議長（真柄克紀君） 日程第 9、同意第 2 号せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第 11、同意第 4 号せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを一括議題といたします。

本 3 件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 7 ページの同意第 2 号でございます。せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任について、せたな町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。住所は、久遠郡せたな町北檜山区東丹羽 7 2 5 番地、井口勝則、生年月日は昭和 29 年 2 月 25 日、69 歳でございます。次のページに経歴書を記載してございますので、ご参照願います。

続きまして 9 ページ、同意第 3 号、同じくせたな町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。せたな町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。住所は、久遠郡せたな町瀬棚区本町 5 7 6 番地 2 コーポ S S、F 号室、氏名、稲船国晃、生年月日、昭和 53 年 3 月 15 日、45 歳でございます。次のページに経歴書を記載してございますので、ご参照願います。

続きまして 11 ページ、同意第 4 号せたな町固定資産評価審査委員会委員の選任について、せたな町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。住所は、久遠郡せたな町大成区長磯 2 6 1 番地 2、氏名は高田威、生年月日、昭和 36 年 9 月 23 日、61 歳でございます。次の 12 ページに経歴書を記載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。

同意第 2 号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これから同意第2号について採決いたします。

お諮りいたします。

本件の選任について同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって本件の選任については、同意することに決しました。

○議長(平澤 等君) 次に同意第3号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これから同意第3号について採決いたします。

お諮りいたします。

本件の選任について同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって本件の選任については、同意することに決しました。

○議長(平澤 等君) 次に同意第4号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これから同意第4号について採決いたします。

お諮りいたします。

本件の選任について同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本件の選任については同意することに決しました。

◎日程第12 報告第1号及び日程第13 報告第2号

○議長(平澤 等君) 日程第12、報告第1号令和4年度健全化判断比率の報告について及び日程第13、報告第2号令和4年度公営企業資金不足比率の報告についてを一括議題といたしま

す。

本2件について提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） ただ今一括上程になりました報告第1号令和4年度健全化判断比率の報告について、報告第2号令和4年度公営企業資金不足比率の報告についてでございますが、報告第1号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による実質赤字比率など4つの指標、いわゆる健全化判断比率でございます。

報告第2号は、同法第22条第1項の規定による各公営企業に係る資金不足比率について、それぞれ監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告をするものでございます。

内容につきましては財政課長に説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） それでは議案その3の2ページをお開き願います。令和4年度健全化判断比率でございます。表の左側、標準財政規模については57億6,981万2,000円でございます。

次に表の上段のせたな町の指標であります。実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率については無しとの算定結果となっております。

実質公債費比率につきましては、一般会計、特別会計、一部事務組合の檜山広域行政組合及び北部桧山衛生センター組合を含めまして、元利償還金及び準元利償還金が標準財政規模に対しての割合を示す比率でありまして、表の数値は過去3年間の平均値で、令和4年度は8.5%となっており、令和4年度決算に基づく健全化判断比率は早期健全化基準をクリアしております。

3ページは、令和4年度せたな町普通会計財政健全化審査意見書でございます。総合意見としまして適正である旨、監査委員から審査意見をいただいております。

次に6ページでございます。令和4年度公営企業資金不足比率でございます。公営企業会計に係る法適用の病院事業、法非適用の簡易水道事業から風力発電事業までの5事業に係る剰余金でございます。病院事業会計では11億8,988万4,000円の剰余金となっております。この額につきましては、国に報告する決算統計の数値を基に計算されたもので、流動資産と流動負債の差額となっておりますので実際の決算書の数値とは異なるものでございます。

続いて簡易水道事業特別会計で308万4,000円、公共下水道事業特別会計で126万5,000円、漁業集落排水事業特別会計で9万8,000円、風力発電事業特別会計で684万9,000円の剰余金となりました。

次に資金不足比率でございますが、資金不足は各会計発生しておりませんので資金不足比率は無しとなっております。

7ページから11ページまでは、各会計の経営健全化審査意見書で、総合意見としまして適正である旨、監査委員から審査意見をいただいております。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

報告第1号及び報告第2号の2件は報告済みといたします。

◎日程第14 認定第1号ないし認定第11号

○議長（平澤 等君） 日程第14、認定第1号令和4年度せたな町一般会計歳入歳出決算から認定第11号令和4年度せたな町病院事業会計決算までの11件の決算認定を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 同じく議案その3、13ページから76ページでございます。ただ今一括上程になりました認定第1号から認定第11号までの令和4年度せたな町各会計の決算認定に係る提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により決算認定に付するものでございます。

その内容につきましては、添付資料でございます決算に係る主要な施策の成果に関する報告書の13ページ、各会計別歳入歳出決算額総括表におきまして一般会計ほか9つの特別会計と病院事業会計につきまして予算総額、収入済額、支出済額、収支差引額等の状況を説明申し上げております。この予算の執行にあたりましては、議決をいただいた趣旨に背くことなく適正に執行したと考えておりますので、そのようにご理解の上、ご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（平澤 等君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題としております11件の決算認定については、委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長及び議会選出監査委員を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、今定例会閉会後の継続審査とし、審査期限は令和6年第1回定例会までといたしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第11号まで11件の決算認定は、議長及び議会選出監査委員を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とし、期限を令和6年第1回定例会までとすることに決定いたしました。

これから休憩いたしますが、休憩中に決算審査特別委員会は正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時59分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に決算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

委員長に横山一康議員、副委員長に藤谷容子議員が互選された旨、報告がございました。

◎日程第15 意見書案第1号

○議長（平澤 等君） 日程第19、意見書案第1号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本多浩議員。

○6番（本多 浩君） ただいま上程されました意見書案第1号についての提案理由を申し上げます。

本道は国土の5分の1以上を占める広大な大地と海に生まれ、特有の歴史や文化、気候風土などを生かした持続可能な活力ある北海道の実現を目指しています。北海道の強みである食や観光、安定的な物流など地域が持つ潜在力が最大限に発揮されるためには道路の整備は大変重要であり、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備老朽化対策などを着実に推進していくことが必要であります。こうした背景から6つの項目について特段の措置を講じていただくよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規程に基づき提出します

議員各位の賛同よろしく申し上げます。

（「よし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

意見書案第1号について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認め、意見書案第1号は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第16 意見書案第2号

○議長(平澤 等君) 日程第16、意見書案第2号健康保険証の存続とマイナンバーカードへの一本化の中止を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菅原義幸議員。

○11番(菅原義幸君) 意見書案第2号の提案理由を申し上げます。政府は来年秋の健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一本化を進めようとしています。しかしマイナンバーカードと一体化した健康保険証への他人の医療情報の誤登録、マイナンバー保険証での本人確認不能による窓口の10割負担請求、医療や投薬などの医療情報の第三者の閲覧、診察を受けずに帰宅したケースの発生など命に関わる深刻なトラブルが続発しています。政府はマイナンバーカードを持たない人のために発行する健康保険の資格確認証の有効期間を1年から5年以内に延長することや本人の申請なしでも発行する方式を検討していますが、それならば保険加入者、全員に送られる現行の健康保険証を存続すれば済む話であります。現行の健康保険証が廃止されれば、任意であるはずのマイナンバーカードの取得が事実上義務化され、マイナンバーカードを持たなければ健康診療の受診が困難になり国民皆保険制度の根幹が破壊される危険があります。

以上のことから次の2点を求めます。1つ、国民の命に関わる来年度秋の健康保険証の廃止を止め、今後も存続すること。2つ、マイナンバーカードへの一本化を中止し、白紙からの見直しを行うこと。

以上2点を強く要望し提案理由の説明といたします。

皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

(「よし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。

討論を許します。

真柄議員。

○7番(真柄克紀君) 私は、この意見書案の提出に反対の立場で討論させていただきます。現在国の進めるマイナンバーカードは、急速に対応しなければならないデジタル社会の中で行政の効率化、国民の利便性を高め公平公正な社会を実現する社会基盤のこれからの基本となるものと思います。マイナンバーカードと保険証を括りつけることについても、町民の皆様が将来的には

その利便性を享受でき複雑な手続きを回避できる仕組みとなっており、その利便性については主に次の3点が世間でも承認されていると思います。一つ、就職や転職したときの切替え及び引越等の変更手続きの必要性の解除、医療機関を受診するとき保険証診察券、お薬手帳が1枚のカードで済み、月1回の保険証確認も不要となり窓口手続きが簡素化されます。これは最初にスマホが流行った時もそうでしたが、結果的にこの合理的な形の利便性というのは強く求められているところだと思えます。3つ目、患者の同意があれば過去の診療内容や処方された薬の情報を複数の医療機関で共有でき、このため複数の病院にかかったりするときに一々説明や書類の提示が不要となります。令和5年8月での全人口に対する保有率は全国で8,988万7,405人、71.7%、全町村では73.1%、762万8,881枚、当町においては5,090枚、71.2%に達しております。ただ反対する方々からは、マイナンバーと保険証を紐付けする際に間違いがあった、マイナンバーの保険証の紐付けすることで個人情報漏れる等の心配、意見があることは事実でございます。この間違いについて国の発表によれば7月末マイナンバーの累計交付枚数9,410万7,968枚で、75%の人口比率、そのうち現在も調査中も含めて誤登録の比率は0.009%という数字でございます。この低い数字が、だからそれで良いということではございませんが、こういう大きな事業を進める中では必ずやヒューマンエラー等が発生し、それを克服して正しい制度を作っていくという作業はどうしても必要となります。

以上のことから、決して小さいミスを無にすることなく、これからも丁寧な作業の必要性は国は、当然声を大にして発していかなければならないと思います。しかしながら、これからますます要求されるデジタル社会の中において、このマイナンバーを上手に利用することによって町民皆様の利便性を享受する機会を、妨げる中止という意見の提出に対しては断固反対いたします。

議員各位の冷静な判断を期待し、私の反対討論とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

(「よし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 次に賛成討論を許します。

藤谷議員。

○3番(藤谷容子君) この意見書に賛成の立場で発言をいたします。まず今反対だということでの意見がありましたけれども、最後のところで誤登録が0.009%ということですが、カードを持っていても使っていない方も多くいますので、使っている人の中での誤登録というのはまだわからないわけです。実際に8月8日に政府が公表している中間報告で、個人の情報が間違っ
て登録されていたケースが1,069件判明されて、それまでに公表されている分と合わせて8,441件です。また医療費や薬など診療情報が他人に閲覧されたケースが新たに5件で15件になりましたから命に関わるという問題もありますし、個人情報漏れるという問題もあります。実際この町でマイナンバーカードで保険証がわりに使っている方のお話を聞きましたら、機械の前で操作をするのが毎回やらなきゃいけないとか、マイナンバーカードだけではできなくて結局保険証も持っていかなければいけないとか、1回それでやってみただけでも保険証のほうがやりやすかったとか、そういう声を聞いています。なので私は来年の秋にこの健康保険証を廃止すると

いうことには絶対反対です。

○議長（平澤 等君） 次に反対討論を許します。

熊野議員。

○8番（熊野主税君） ただいまの意見書案について反対の立場から討論いたします。マイナンバーカードの導入については、いろいろなメリット、デメリットがあるというのは承知しております。マイナ保険証として利用されることになれば、様々な医療情報が確認できるようになります。例えば、旅先で急病になったとしても、マイナンバーカードを提示することで主治医でなくても、その患者が、いつ、どのような診療を受けているか、どのような薬を飲んでいるか、また健康診断の結果はどうであったか等々の情報が即座に確認でき、その後、治療ができるメリットがあります。これまでのシステムエラー、人的操作ミス等は解決済みとの考えもあるとは言いながら、今後も試行錯誤が続くかもしれませんが、利便性の向上を考える時、足踏みすることなく制度を進めてもらいたいとの思いから、この意見書案に反対いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

（「よし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 次に賛成討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決をいたします。

これより本案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立する者あり）

○議長（平澤 等君） 起立少数です。

よって本案は否決されました。

◎日程第17 発議第1号

○議長（平澤 等君） 日程第17、発議第1号三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり議会閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

◎閉議宣告

○議長（平澤 等君） お諮りいたします。

今定例会に付議された事件の審議はすべて終了しました。
よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

- 議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。
よって、今定例会は本日で閉会することに決しました。
これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

- 議長（平澤 等君） 以上で令和5年第3回せたな町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午前11時17分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年10月31日

議 長 平 澤 等

署名議員 石 原 広 務

署名議員 梶 田 道 廣